

平成19年9月24日(月)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る9月4日、平成19年第3回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、9月23日の日曜日・秋分の日と本日24日の月曜日・振りかえ休日に一般質問を実施することに全会一致で決定されました。これは、住民に身近な市議会に向けた議会の活性化策として開催することになったものでございます。

本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡ししました傍聴人の心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと思います。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っただけか、マナーモードにさせていただくようお願いを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） おはようございます。議席番号1番 安藤由庸でございます。

議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。事前に通告してあります質問は4点ございまして、これを一括して質問いたしますので、執行部におかれましては一括して御答弁をいただきたいということを求めます。

まず、通告しました1点目でありますけれども、市立図書館「楽修館」の蔵書管理の件であります。

8月の終わりごろだったか9月の初めごろだったかと思っておりますけれども、楽修館の入り口に盗難防止装置が設置をされました。盗難防止装置が設置されたということは、当然、これまでに何件かの無断の持ち出しがあったということが背景にあるわけなんですけれども、今回のその機械の設置をするまでの間にどの程度の盗難件数があったのか。それから、それに伴う被害額がどうだったのか。それから、今回の機械を設置するまでの間にどういった盗難対策を実施

して、それに対してどれだけの効果があったのかという点、まずこれをお伺いいたします。

それと、今年の6月議会におきまして、熊谷議員より要望という形で、所蔵図書のコンピューターによる検索システムというものが設置できないかということが出されました。これについては、当時の今井教育長が現在計画を進めておりますということで回答されておられるわけなんですけれども、これとの関係はどういうふうになっているのかという点についてお伺いしたいと思います。これが1点目です。

それから2点目でありますけれども、現在、市内に9カ所の市立保育所があります。この保育所のうち、現在、別府保育所についてだけ3歳児から5歳児の3年間の保育を実施しているわけなんですけれども、来年度以降、本田第二保育所と牛牧第二保育所、これ以外のすべての保育所について3年保育を実施するというふうになっているようであります。そうすると計8園が3年保育を実施するというふうになるわけなんですけれども、今回新たに実施をされます7園、別府保育所以外で、5歳児の受け入れ予定人数が何人ぐらいになるのか、見込んでいるのか。

それから、保育所が5歳児を受け入れるということになりますと、現在、ほづみ幼稚園は5歳児だけしか受け入れておりませんので、その受け入れ人数といいますか、入所希望者がその分減るわけでありまして。そういったところから、ほづみ幼稚園との関係がどのようなふうになっているのかということで、関係部署の間ではどういった話し合いが現在行われているのか、また実施に向けての作業はどのようなふうに進んでいるのかということについてお伺いをいたします。

それから3点目でありますけれども、御承知のように、来年の4月1日から消防業務が岐阜市との新しい協定のもとで岐阜市消防で行われるということになりまして、来年の4月からは現在分署としてあります消防署が岐阜市消防瑞穂消防署という形で、旧穂積町の給食センターの跡に建物を新設しまして、そこへ移転をするという計画になっています。そうしますと、現在の穂積分署の建物があくことになるわけなんですけれども、ここの利用はどのようなふうになっているのかという点、これについてお伺いいたします。

それから最後でありますけれども、来年度、平成20年4月1日から特定健康診査といたしまして、成人病といたしまして、今は生活習慣病というんですか、これの予防を目的とした健康診断が実施を義務づけられます。この特定健康診査の実施に向けての関係部署の現在の作業の進捗状況について、関係部署より答弁を求めます。

以上4点であります。これについてまず一括して御答弁をいただきたい。以上のことを求めます。

議長（藤橋礼治君） それでは、青木市民部長の方から答弁をいただきます。

青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 私の方から、特定健康診査と3年保育の受け入れについて答弁申し

上げたいと思います。

最初に、特定健診の実施に向けた作業の状況はどんなもんかということでございますけれども、この特定健康診査は医療制度改革での重要事項であります。従来の老人保健法に基づきます基本健康診査は廃止されまして、平成20年4月からは高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、加入している保険ごとに実施されることになりました。国保加入の方は国民健康保険特別会計におきまして特定健康診査を受けていただくこととなります。これは従来のような基本健診と実施方法が異なりまして、国保より健診受診券が発行されまして、これを医療機関等に提示していただいて受診していただくこととなります。この制度が円滑に動くためには、各医療機関、健診機関と保険者との健診単価の決定・契約が当然必要でございます。全県下レベルの調整が必要となりますので、現在、地区医師会へ問題点の提起やら検討、県より全県下の状況の入手等、準備を進めている状況でございます。また、国保の特定健康診査にとどまらず、瑞穂市の健診事業全体の見直しも必要となってくることから、行政組織の改革も視野に入れた体制づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、保育所の3年保育の受け入れでございますけれども、現在、別府保育所、それから巢南地区の南、中、西におきまして5歳児保育を進めているところでございますけれども、来年度、平成20年度から本田第一保育所、穂積保育所、牛牧第一保育所にて保育ができるよう現在準備を進めているところでございます。各保育所1クラスを現在のところ見込んでおりますので、1クラスといいますと5歳児30人ということで、90人を現在考えているところでございます。また、本田二、牛牧二の保育所につきましては、現在、部屋が満タンといいますか、部屋がありませんので、そのあきを勘案しがてら、また逐次受け入れも進めていきたいと、かように考えているところでございます。

幼稚園の方につきましては、教育次長の方から答弁をいただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） それでは、保育園と幼稚園との関係ということで御答弁申し上げます。

保護者の小学校就学前の幼児の保育・教育への期待は大きく、3年間の一貫した保育のニーズは高いと考えております。保育園の方が3歳児、4歳児に加えて5歳児まで3年保育が可能になったことで、充実が期待できると思います。しかし、幼稚園は教育機能を重視し、保育園は保育機能を重視しています。保護者は、保育をしてもらいたい希望であれば、保育所を選択されると思います。幼児教育を希望されるならば、従来の幼稚園を選択するということが考えられます。保育園への来年度の5歳児の入所希望がどの程度あるかということを見守っていきたいと考えています。今後、ほづみ幼稚園における3歳児から3年間、3歳児、4歳児、5歳

児の一貫した幼児教育への切りかえについては検討を今進めておりますが、民営化へのことも視野に入れて今後結論を出していきたいというふうに考えています。

続きまして、図書館の所蔵の図書の管理について答弁申し上げます。

図書館の蔵書の盗難を防止するため、本館に7月に盗難防止システム、玄関の入り口に設置をしてございますが、今年7月に設置をいたしました。この設置した経緯でございますが、本館の盗難の状況は随分ありまして、16年度に308冊、169万円程度の被害、17年度に258冊、161万円、18年度に190冊、29万8,000円、特に全集、辞書、高額な本を中心に盗難に遭いました。分館の方は、子供向けの本がございますので特に高いものはございませんが、それでも69冊、9万円程度、3年間でございますが、ありました。

この間、盗難を防止するという事で、図書にすべて蔵書印を押印するという事と、それから館内の巡視を強化するという事などもいたしました。盗難件数が減少しなかったため、盗難防止システムを導入したという経緯がございます。分館には未設置でございますけれども、こちらの盗難件数は少ないことと、蔵書の1冊当たり、幼児向けが随分多いものですから、1,000円程度の本というものでございますので、今回は導入を分館の方はしておりません。

次に、蔵書検索システムということでございますが、従来、瑞穂市の図書館の蔵書検索については図書館に来ないとできなかったというものでございますが、本年9月4日から導入しました蔵書検索システムは、市のホームページにアクセスができれば、自宅からでも、あるいは市外からでも蔵書の検索ができることになりました。ただ、このシステムは盗難防止ということには役立ちません。単なる蔵書があるかないかという確認だけでございますので、別なシステムということでございます。

図書館では、蔵書を点検するという意味では、年1回、1週間休館をして本の一斉点検を実施しています。ちなみに、蔵書の数でございますが、本館で言いますと約14万冊、分館で4万冊という本があります。年1回、確認をしております。今年導入したシステムが本当に機能して盗難が少なくなったかということはその時点でないとわからないということではありますが、そういうことでございます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、穂積分署の利用計画について答弁させていただきます。

穂積分署につきましては、穂積分署の機能が終了次第、普通財産に移管させていただきます。それにあわせまして、現在、巢南町の給食センター、また今新築しています別府保育所の旧の建物も含めまして、総合的な活用を検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 現在、常備消防の岐阜中消防署穂積分署の跡地並びに建物の利用計画というような御質問でございます。

先ほど公室長の方からお話のありましたように、行政財産から普通財産に移管ということになるわけですが、当施設・建物等につきましては、幹線道路に面した大変好条件の敷地・建物であります。これまで消防署ということで、1階部分は緊急車両の車庫が中心ということで、階高が高く、これまで車両中心に保管をされておると。2階部分におきましては、事務室、仮眠室等が主な内容となっております。こうした特殊な構造ということになっておりますので、今後の利用ということにつきましては、当面、1階は、穂積庁舎に配備されております消防団が利用しております消防車、あるいは行政バス等、大型車両の車庫、あるいは緊急防災資機材並びに使用頻度の高い備品等の倉庫としても利用ができないかということも考えます。また、2階部分は、穂積庁舎の会議室が不足しておるといような現状もありますので、小会議室、あるいは文書の保管庫等の利用ができないかなというふうに検討をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、今後、庁舎の利用の計画ともあわせて十分検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 多分一番時間的に短そうなのは分署の跡地のことだと思いますので、そこから、今、市長公室長の方は総合的活用を検討するという回答で、総務部長からは具体的な利用計画というのか、利用希望という格好で示されたところです。私も使い方としては多分総務部長の言われるような使い方が当面妥当な使い方かなという感じはするんですが、思っておりましたのは、そこへいろんな外郭団体だとか関係の機関が移るのかというふうなふうに思っておりましたので、これを見ますと、市役所の庁舎の一部として利用をしていくという回答だったかというふうに理解をします。ただ、何分にも市役所の敷地の中にあって使い勝手のいい建物だろうというふうに思いますので、これについては有効な利用を十分検討していただいて、先ほどの公室長の答弁にありましたような活用を図っていただきたいなというふうに思うところであります。

それで、最初に質問しました図書館の蔵書の件について、教育長職務代理者にお伺いいたしますけれども、蔵書印等を押すというように形で盗難防止を図っているということで、ここにその楽修館から借りました本があるんですが、確かに見てみるとここに「瑞穂市立図書館楽修館」という印があるわけですが、これを施した後でも盗難件数というのは200件近く続いていたというふうにならず解釈をしてよろしいですか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） そうですね、17年に蔵書印の作業を開始しておりますので、若干少なくなってきたはいると思うんですけれども、17年ですとやっぱり160万の被害額がありますので、基本的には、うちだけではないんですけれども、高い本ですね、1冊やっぱり1

万円以上ぐらいの本を基本的に、辞書だとか全集を中心に持っていくようですね。それで、蔵書印では解決できないという結論に達して、今回の導入を図ったわけでございます。以上です。

〔 1 番 議員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 蔵書印だけでは対応できないということです。それで、印だけではなくて、館内の巡視も強化をしたということなんですが、実はその入れた機械なんですけど、あれは大体、本の背表紙ですか、そこへ磁気テープを張って、そこに磁気を入れたり消したりということで貸し出し手続が済んだかどうかというのを確認するというものなんです。実はゲートの間を電波といいますか、電磁波というんですか、そういったものが行き来をしているのか、一方向から一方向へ出ているのか、ちょっと詳しい仕組みは私もよくわかりませんが、出ておまして、その磁気が随分と強力らしいんですね。それで、ちょっと資料が古いんで今の機械にこれが当てはまるかどうかわかりませんが、その電磁波の件で若干の健康被害が出ているんだという話も聞いたことがあるんですけども、その辺のことというのは導入に当たってお考えになったことはありますか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） すみません、そのあたりはちょっと初めて聞きました。一遍確認してみたいと思いますが、電磁波の件について、健康についてどうかということは特に話題になっておりませんでしたので、また担当の方から聞いて、あまり被害というんですか、健康に支障があるようでしたらまた考えていきたいと思っております。以上です。

〔 1 番 議員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 健常者といいますか、健康な人に具体的に大きな被害が出るということではなくて、一番問題はペースメーカーを埋め込んでいる人なんです。私もそのペースメーカーがどういう仕組みになっているのかよくわかりませんが、文書を読みますと、プログラムがリセットされると。要は、鼓動を多分そのプログラムで管理しているんだと思うんですが、それがリセットされてしまって、本人には当然よくない状況になるわけなんですね。それで、先ほど質問の中で8月の終わりか9月ごろに設置されたというふうに伺ったんですが、そのころ図書館へちょっと行っていなかったもんですから、具体的にいつごろ設置されたのかわからなかったもんですからそういう話をしたんですけども、設置された後、そこを通っても、実はそういった被害についての注意書きというのが目立つところにはなかったような気がするんですね。特にそういったペースメーカーを埋め込んでいる人のその器械にやっぱり影響が出るということなので、仮に今私がお話ししましたような健康被害というのが具体的になくても、少なくともそういった人たちには出ますので、というか出る可能性がありますので、その辺の

注意喚起だけは十分にさせていただいて、できれば具体的にゲートからどれぐらいの範囲については立ちどまらないようにしてくれというようなことをしておいていただきたいなというふうに思うわけです。

それで、今の蔵書管理の件で、磁気テープを張るということでやるわけなんですけど、これが名前を「タトルテープ」と言うんだそうですね、あの磁気テープのことを。今、全国のいろんな図書館で蔵書管理のために、タトルテープではなくて、ＩＣタグを使った管理というのをぼつぼつ進めているんだというようなこともありまして、実はそれをやることによりまして、先ほど答弁の中にありました年１回の蔵書点検、大体１週間程度図書館を休館して作業を進めるということらしいんですが、これの作業負担が相当軽くなるというものがあるんだそうです。そのＩＣタグというのはどういうものかといいますと、今ここにお座りになっている方も実は、部長さんクラスですからお持ちになっていないかもしれませんが、課長さんから以下の方ですと職員のカードがありますね、あれがそれなんです。ほかに使われているとすると、例えば農産物のトレーサビリティのタグですね、ああいったもので使われているものなんですけど、あれを導入することによって実は蔵書管理というものが比較的容易になるという利点があるんです。それをすることによって、今の盗難防止の件と、それから蔵書管理の件というものの両方が解決できるという利点があったんですね。ですから、そういったものも本当は検討をして考えた方がよかったんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の検討というのはどうでしょうか、俎上に上りましたでしょうか、今回の導入に当たっては。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 実はＩＣタグのことは聞いておりませんので、このシステムは近隣で導入されているのでということで導入をしてみいました。新しい今のＩＣタグを張りつけるとかなんか、そういう検討はしておりません。先ほど言われました、ペースメーカーをつけていらっしゃる、あるいはあそこで立ちどまらないという注意書きも早速対応していきたいと思います。

〔 １ 番 議 員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

１番（安藤由庸君） 今のＩＣタグの件は、こちらが本館で14万冊という蔵書があるそうなので、大体導入するには蔵書数が5万以上、年間貸し出し数が10万以上であれば導入してもメリットがあるだろうというのが専門家の意見としてあるようですので、本当でしたらこちらの方を検討するべきだったんじゃないかということでもあります。

図書館の蔵書の件については、図書館の性格からいって、無料貸し本屋ではないわけで、その資料の収集と整理、それから情報の提供というのが重要になってきますよね。これはちょっとここへ出してきたんですが、図書館法というところに、１条と３条にそのことがずうっと書

かれていまして、その辺の目的がちゃんと達成できるように図書館の活動をしていただきたいということと、それから利用者にはそういった目的があるんですよということを十分に知らせていただきたいということがあります。

あと、分館に対しては今回機械を設置しなかったということなんですが、実は分館でも同じことが言えまして、本が安いから設置しないという話じゃなくて、特にあそこは絵本が多いんですね。絵本という、ほかの本でもそうなんですけど、本というのは一回絶版になると二度と復刊されない可能性が高いんです。ですので、安いからいい、高いからやるんだというだけじゃなくて、やっぱり本というものの価値をきちんと見てそういった対策をとっていただきたいというのが意見です。

図書館の件については以上で終わりますが、次に、保育園の3年化の件についてです。

先ほど市民部長からは、90人程度の要望といたしますか、受け入れがある予定だということですね。そうすると、市勢要覧の平成18年度版でいきますと、幼稚園の平成18年度の園児数が5月1日現在 226人というのがありまして、これが今年度も同じであったから来年度も同じ程度なのかというのはちょっとわかりませんが、ほぼ半分が要は5歳児として各保育園に分散するということですね。随分と割合としては多いのかなという気がするんですが、このほぼ半分を受け入れるということで、具体的には教育委員会と市民部との間で今現在どういった詰めを行っているのか。単純に、うちがとりましたと、うちは減っても仕方ありませんねと、そういう姿勢ではないだろうと思うんですけれども、今回の受け入れについてはどういった検討をした上でこういったものが行われてきたのかということ、簡単に結構ですので、双方の調整の過程をお話いただければと。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 3年保育、特に3年保育に切りかえていこうということは、それで親の方がどちらにニーズを求めているのか。幼稚園の方は幼稚園教育でございますし、保育園の方はやっぱり長時間保育、あるいは早朝保育、延長保育、働く親さんにとっては都合のいい場所でございますので、その動向を見てうちの方が動く、幼稚園側が動くということで、基本的にはそれぞれ3年保育、3・4・5歳を両方ともやっていくということで、あとは親さんたちの判断で動かれるという、選択されるわけでございますので、まずとりあえず今回、来年ですね、保育園の方が先行して、それを受けてうちの方がどのような形でやっていくかということ、これをこれから決めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 保育所の方が先行でということ、その動向を見きわめながら幼稚園の方もということなんですが、この幼稚園と保育園の3年化の件については平成16年の12月議会

で今議長の藤橋議員から質問が出ていまして、そのときのやりとりといたしますか、この部分だけ議事録から読みますと、藤橋議員の方から、一つといたしまして、ほづみ幼稚園は5歳児のみを受け入れているが、3歳児まで拡大してはどうかという質問がありまして、当時の市長が、現在、ほづみ幼稚園は270名くらい預かっておりますと。1歳当たり100人程度の園児がいますので、要は3年保育にするとほづみ幼稚園規模のものが5園要るんだというふうな答弁をしていますが、最終的には今後どうするかということを見きわめながら動いていきたいという答弁があって、それで今のような、まず保育園の3年化、基本的には全施設というんですか、二つやらないところがあるわけですが、持っていくということがなされてきたんだろうと思うわけです。

それで、今、職務代理者の方から、もう一つ、その幼稚園の今後の運営、3歳児からの受け入れの検討について、えっと思ったことが一つだけあるんですが、民営化を視野に入れるという発言が初めの質問に対して回答があったんですね。この視野に入れるということは、今後そういう打診があった時点でそれは検討課題として上げてしまうということなのか、それとも具体的にもうそういった打診があったのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 岐阜市あたりなどを見ていますと、今、民営化、保育園もそうですが、やっておりますので、うちに具体的にあったかということですが、具体的にはありません。ただ、よその他市、各務原、それから岐阜市あたりのことを見ておりますと、保育園もそうですし、幼稚園もそうですが、民営化が随分進められておりますので、そういう意味で民営化も視野に入れてという先ほどの回答の内容でございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） ということは、これはとり方にもよるんですが、話があったらのせまずよということになるのかなという気がするんですけども、保育所と幼稚園では、いわゆる保育料といたしますか、授業料といたしますか、保育所の場合は保育料、幼稚園の場合は学校ですから授業料ということになるんでしょうけど、そういったところの差が随分と開いていきますよね。親側としては似たような目的を達することになるわけですが、いわゆる勤務時間の間、子供を預けておくというような性格を両方ともある程度持っているわけですから、そういったニーズは達成できるんでしょうけれども、そうしますと、保育所の目的から考えた場合と、それから幼稚園の目的から考えた場合といったときに、どちらにも受け入れができなくなるという可能性も出てくるんじゃないかと思うんですね。さっきの平成16年の議事録を読みまして、いわゆる保育については保育に欠ける子を受け入れるというのが保育所という立場にある。ところが、幼稚園の場合は特にそういった制限はないわけですよ。希望者があって、何らか

の基準に達していれば受け入れができる、園側は受け入れるということ。そうすると、例えばそのどちらにも該当しない、特に保育に欠ける状態ではなさそうだけれども、しかし、幼稚園で受け入れるにはちょっとというようなことになった場合、どちらからもしじき出される可能性が、要は民営化をした場合ですよ、公立の場合でしたらそういうことはないだろうと思うんですが、その辺、どうなのかなと。

それと、授業料という格好でいくと、幼稚園の方は相当の、民間でどれくらいの差があるかわかりませんが、民営化という話になると今よりも上がってくる可能性が出ますよね、当然ね。それで果たして住民の希望といいますか、要望が満たされるのかどうかということがあるわけです。ちょっとその辺は今の答弁の中でありました一つの疑問なんですけど、それで、今度は保育園の方なんですけど、保育園の3年化について今の4歳児に対して何らかの説明会等々があったかと思うんですが、そのときの反応というのはどうだったんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今の4歳児、今度5歳児になって上がってくるわけでございますけれども、現在、入園者の募集をしている段階でございます。まだ始めたところで、どれくらいの人数が集まるかということもちょっと集計できておりませんが、そんなには出てこないような心配だと担当の方は言っております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） そんなには出てこないだろうということは、90人の枠が逆に余るというふうにとるべきなのか、それとも別の見方があるのかあれですが、この保育所と幼稚園のこういった就学前の子供の受け入れの施設、私もこれは直接そういった言葉を本人から聞いたわけではないんですけれども、なかなか瑞穂市の、まあ瑞穂市の場合なのか、それとも他市でも同じような状況なのかはあれですが、情報の糸口がないという話を聞くんですね。要は、どこに保育所がどういうふうに住っていて、市内だけですと私立もあわせて幼稚園と保育所を合わせて12のそういった就学前の子供を受け入れる機関があるわけなんですけれども、そういったところのいろんな情報がなかなか得られないという話を聞いたことがあるんです。

それで、住民のサービス向上ということから考えていったときに、教育委員会の側は幼稚園、それから市民部の方は保育所という形で、何らかの住民に対する比較検討できるような資料というものを作成することも必要じゃないかなと思うんです。その辺はどうでしょうか、今後御検討はいただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現在、保育所におきましては「入園のしおり」というのをつくっております。それにちょっと幼稚園までは載せてございませんが、そこら辺もひとつ加味してい

ってはどうかと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） それから、先ほどちょっとこれを忘れました。幼稚園の3年化の件ということですが、20年から保育園は3年化ですよ。それを見ながらということなんですが、幼稚園の方の3年化については何年度ぐらいをめどにしたいというふうにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 要は、幼稚園側が最大規模受け入れといいますか、3年保育を仮にした場合、3クラス、90人ずつの3年ですね、三九、二十七、270人、学年90人ずつだと思っております。それで、今の動向を見がてらと言いましたのは、ある程度の数が保育園側に吸収といいますか、希望されていかないと、うちの方が例えば4クラスずつということではできませんので、その辺の動向を見がてらですので、いつからというふうにはまだ決めておりません。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 本来であれば保育園の3年化とあわせて検討されるべきものだったんでしょうし、多分されなきゃいけなかったんだろうというふうに思いますが、とりあえず今は保育園先行で、その動向を見ながらということですので、いずれにしても、保育園の方へそれだけの人数が吸収される、そうするとその分だけ幼稚園の側は入園者が減るということですので、早急な対策を求めたいというところであります。

それから最後に、特定健康診査のことについてお伺いをいたします。

この特定健康診査、随分と厄介なものだなという気がするんですね。まだ市民部長の答弁ですと十分具体的な形が見えてきていないようなところなんですけど、その中でも一つ、他の保険者との関係ということは一応答弁をされたんですが、この他の保険者、いわゆる政管健保ですとこの辺は直接の窓口は岐阜北社会保険事務所になるんじゃないかと思うんですけど、例えばそういったところであるとか、各組合健保であるとか、それから国保組合、それから共済組合、こういったところとのこの制度についての連携ですね、これの打ち合わせはどのくらいの頻度で行われているんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 市として行うのではなしに、これは国保連合会をメインとして調整が行われるということになっております。各市各市がその健保組合等をずうっとやりますとなかなかできませんので、やっぱり一つの団体、国保連を通じて行っていくということがございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） そうすると、国保連合会からどのくらいの頻度でそういった情報が流れてくるのかという質問に変えた方がいいのかもしれませんが、確かにおっしゃるとおりだと思います。

それで、この特定健康診査がこういった形で行われるのかということの住民への周知ですね、これは過去にされていましたが。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） まだ内容等も私の方にしっかり情報が回っていない状態でございます。健診のあり方等も医師会との話し合いがなかなか進んでいないという状況でございますので、そこら辺が少し固まった状態でお知らせを、広報等を利用したり、国保の加入者にはその旨連絡を申し上げて周知を図っていきたいと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） この健康診査は、住民の周知もきちんとしないと、後でまたお話ししますけれども、いろいろと国保財政に不都合な点が出てまいりますよね。それはちょっとまた後でお話ししますけれども、市役所としては、健康診査の記録の管理とか、それからその結果に基づいて行われる保健指導、こういったものの通知なんかの作業が発生してくると思うんですが、こういったものの管理、通知、そういった事務を円滑に進めるためにということも含めて、さっきの答弁の中にありました組織改革といったものが行われてくるということで理解していいですか。そうすると具体的には、今、市民部は 4 課あって、その 4 課体制が何課体制ぐらいに、要は 5 課にふえるのか、それとも再編して 4 課は 4 課のままでいくのかということなんですが、その辺の割り振りはどんなふうに構想はされていますか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） その課体制といいますのは、やはり私どもの市民部だけのことでなく、市役所全体を考えての組織改革というようなことで頭に入れてやっていかなければならないかと思えます。現在のところ市民部だけでどうするという事は考えておらずに、全体的にどうするかということで現在構想を練っているところでございます。この健診に対しまして、私の方、今、保健師、それから国保、それから環境衛生の方で進めているわけでございますけれども、保健師を 1 名増員、それから管理栄養士も 1 名入れまして、今度のこの特定健診に当たっていきたいと思っております。

この特定健診につきまして、いわゆる国保につきましては完全市の方で責任を持ってやるということになります。そして、他の保険組合等でございますけれども、いわゆる勤めている方

はいいんですけど、その扶養になってみえる方をどうするかということがかかってくるかと思
います。その方の健診を市に委託してくるということも考えられます。その数がどのくらいに
なるかということもまだ私の方も全然わかりませんが、そこら辺のところも措置をしていかな
ければならないかと思っております。

そして、先ほどちょっと話がありました、その住民の健康の記録でございますけれども、現
在、保健センターでもって各健診記録のデータを個々に吸い上げといいますか、入力して管理
をいたしております。そして、今度の健診につきましても、各保険者の方からデータが来まし
て、その方に入力をしていく予定になっております。そして、全体の健康管理というのを市全
体として考えて健康を守っていきたいという考えで現在進めているわけでございます。

〔 1 番 議 員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） この特定健診は、個々の、要は個人ですね、その健康のデータを集め
るということになっていきますので、情報の漏れがないようにということなんです。その辺は十
分念頭に置かれて作業されるだろうというふうに思うんですが、最後に、この特定健康診査を
実はきちんと広報しないと、市の財政に若干の影響が出てくるということが言われているわけ
ですよね。具体的に言っちゃいますと、この特定健康診査の対象になるのが40歳から74歳の各
保険制度の加入者全員になっていまして、国の方が目標値を定めて、それに達成をしないと、
いわゆる反則金といいますか、罰金といいますか、それが科せられるということになっている
んだそうです。現状ですと、今の特定健康診査の実施率が65%、さらにそこから特定保健指導
という指導があるんだそうですけれども、これの実施率が45%、さらにメタボリックシンドロ
ームの該当者及び予備軍の減少率10%、この最後の10%の減少率が達成されないと、5年後単
位に昨日も質問のあった後期高齢者医療制度の拠出金が最高10%ペナルティーとして上がる
という仕組みになっていますよね。なので、住民の健康管理というのがもちろん第一なんですけ
れども、とかく保険財政を中心に医療保険制度というのが今語られていますので、目に見える
形の財政という面からいっても、きちんと広報と指導をしていただきたいということでありま
す。

それで、医療保険制度がどうなるかというか、どういう形が望ましいのかというのはいろ
ろと意見もあるだろうとは思いますが、やっぱり所得の多少に関係なく十分な医療が受けら
れる体制というのが本来必要なわけで、そのために健康管理というものを行いつつ、そうい
った保険の費用というものが下がるのであれば、それはそれで住民にとってもいいことだろう
というふうに思いますので、今回のこの新しい特定健康診査の実施にあわせて、より一層の住民
の健康管理、それから健康意識の高揚に努めてもらいたいということで、私の質問を終わります。
ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、1番の安藤由庸君の発言は終了いたしました。

続きまして、4番の堀武君の発言を許します。

4番 堀武君。

4番（堀 武君） おはようございます。議席番号4番 堀武、新政会です。

私はきょう、瑞穂市庁舎1階の有効利用についてと、児童・生徒の健全育成の課題について、市当局の取り組みの現状及び今後について質問させていただきます。

まず、瑞穂市庁舎1階の有効利用について質問いたします。

私は、市庁舎を利用するに当たって、かねてその不便さを感じていましたが、大多数の市民の皆様も同じ思いだと思っております。それは対人サービス機能の大部分が2階以上にあるため、来庁者は階段を利用するか、わかりにくい北側庁舎にあるエレベーターを利用しなければなりませんし、2階に上がっても各課の配置が市民の皆さんにとって利便性のあるものとは思われません。そこで、私は、可能な限り対人サービスの部門を1階に移すことによって、5万市民の市庁舎利用に際しての不便さを少しでも解消できるのではないかと思います、その趣旨に沿って市当局にお尋ねします。

まず、本庁舎は水害時における機能停止を回避するため、1階部分の使用を避けてきたと思いますが、現在、河川の改修、排水機場の整備、長良川河口堰、徳山ダムの建設による洪水調整等により、その危険性は当時とは比較できないくらい減少していると思います。その点についてお伺いします。

質問席に着いて順次質問させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 堀議員の庁舎の1階の部分の利便性の向上と申しますが、有効活用ができないかというような御質問でございますが、議員御提案の穂積庁舎1階につきましては、住民の皆様からもいろいろと要望と申しますが、お話も伺っているような現状があります。市といたしましても、これまでいろいろ検討を加えてきたことがありますけれど、現在の1階部分につきましては、電気を受電設備、停電に備えました自家発電装置、それから常時使っております貯水槽のポンプ、あるいは電話設備、書庫、職員の更衣室、それから消防団の消防協会事務室、そして商工会の事務局ということで使用してきております。これら諸設備等を移設し、改造して新たな事務室を設置することについて検討しておりますが、構造上、いろんな設備等が配置されており、建築基準法上の問題も残るといってもありますので、再度検討をしてみたいというふうに考えております。また、今後、南の第一庁舎につきましてもエレベーターを設置することについて再度検討を行い、計画をしていきたいというふうに考えております。

庁舎の来庁者につきましては、手数料、あるいは相談件数等を想定しますと、1日約300人から三百七、八十人の方が来庁されております。こうした方々に利用のしやすい、あるいは高

齢者に優しい庁舎ということを目指して今後とも考えていきたいというふうに思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 私は、英知を働かせ、今あるものを有効的に活用して市民の負託にこたえるのが行政の務めであると思います。その点につきまして市長の考えをお聞かせ願いたいです。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 堀議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

実は、御指摘をいただきました。今、総務部長の方から御答弁をさせていただきましたが、その中にもありましたように、市民からの要望もいろいろ多く出ておるところでございます。そんなところで、私もつぶさに実は中を見て回ったわけでございます。電気設備とかいろんな設備がございしますが、その設備が並の設備でないといいますが、相当な設備がしてございます。こういったものを動かしてということになりますと莫大なことになります。それでは、その周りの現在のあいておる車庫あたりのひさしの形になっております、こういうことを利用してとなりますと、やはり市民の皆さんと対話しながらやっていこうといいますが、感覚的に無理であるなということを感じたところでございまして、本当にいい御質問でございますので何とかしたいなということ思ったわけでございますが、今総務部長からお答えをさせていただいたようなところでございます。できるだけ早くその利便性のためにエレベーターぐらいは、金額的にもあれでございますので、議員が御指摘ございましたように、少しでも利便性を図るため、その調査を早速するように今指示をいたしたところでございますので、よろしく願いをして、私の答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 総務部長と市長のお答えに感謝しております。ただ、今言いましたように、エレベーターと、それから 1 階フロアを有効的に使えば、市民の皆さんも下で、今は 2 階で受付みたいなのをやっているのを当然下におろして、皆さんに開かれた明るい市庁舎にいただければ結構だと思います。特に外壁も大変古くなっておりますし、南面から見たら重厚ないい建物だと思いますから、その辺も含めてぜひ検討のほどをよろしくをお願いします。

さて、続きましては、児童・生徒の健全育成の課題について、市当局の取り組み、現状及び今後について質問します。

今、年間 3 万人を超える自殺者、突然キレル 30 代から 50 代、これらの方々は心の病、うつ病からくると言われております。これらのすべての方々が社会的不安が原因によるとは言いきれませんが、子育ての不安、仕事上の不安、老後の不安、数えれば心の病にかかる要因は数多く

あると思われます。

現代社会における複雑な社会構造は、物の豊かさを追求し、なし得た飽食の時代から、ともに助け合い、耐える時代の過渡期にあるとあると思われます。教育現場においてはいかがでしょうか。教師における指導・注意を聞かない生徒、児童に対する突然の暴力・暴言、また弱い生徒に対する教師のいじめ、これらはあながち教師の質の問題とばかりは言い切れません。特にストレスからくるうつ病が原因と思われる場合が多々あると思われますが、教師という職業柄、うつ病にかかり、治られても、再度教壇に立ち、教師生活を全うするのはなかなか困難だと言われています。生徒・児童についてもいかがでしょうか。生徒・児童についても例外ではありません。いろいろな原因から心の病、うつ病、そして自殺、特に執拗ないじめによる抑うつ状態からうつ病となり、自殺へとつながるケースが非常に多いと言われています。

私は、日ごろから、教育、福祉、環境は三位一体の関係にあり、相互作用があって初めてよい結果が出ると信じております。縦割り行政でなく、横との連絡を密にし、より密度の高い行政を行っていただくことをお願いして、今回は教育の現場についてお尋ねします。

瑞穂市第1次総合計画、ここにありますが、2006年から2015年より学校教育の充実における児童・生徒の健全育成の取り組みについて教えてください。

まず、児童・生徒のさまざまな不安や悩みに対処できるようスクールカウンセラーの充実を図るとありますが、その進捗状況とその結果はどうなっているのか、また問題点はあるのか、教えてください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 本市のスクールカウンセラーの充実ということでお答え申し上げます。

児童・生徒だけでなく、保護者や教職員の不安や悩みを相談できる体制として、本市では県費補助でスクールカウンセラー3名、それからスクール相談員3名を配置しております。特にスクールカウンセラーは、臨床心理士の資格を持った3名を各中学校の方へ配置して、保護者、教職員の悩み事相談に専門的な立場での指導をいただいております。スクールカウンセラーは、週1回4時間の割り当てで、中学校ごとに、小学校の保護者等の教育相談もあわせて実施しております。また、スクールカウンセラーの勤務の谷間を埋める形で、教師経験のある教育相談員が週2回、その都度4時間、児童・生徒のカウンセリングや家庭訪問、支援に当たっています。そのほかに、心のサポーター、これは子供対象でございますが、心のサポーターを市内2小学校に配置をしております。本年度は本田小と南小ということで、毎日6時間ずつ勤務して対応に当たっております。

問題としては、限られた日数、あるいは時間ですので、予約をするというような形でカウンセリング待ちの状況が生じているということですし、それからスクールカウンセラー、スクー

ル相談員の配置によって、児童・生徒はもちろん、保護者、教職員の相談を受けとめる体制は市内としては整っていると思っております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 心の健康に関する指導力向上を図る研修への参加を推奨しているとのことですが、具体的にはどのような研修をされているのか、参加した教師は何名ぐらいいるのか、教えていただけないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 教員の心の健康に関する指導力向上ということで研修をしております。心の健康に関する研修については、県や教育事務所主催の研修もありますが、本市教育委員会の教育研究所においても、この夏休み、集中的にでございますが、16研修講座を開設し、延べ 724名の教職員の研修を実施しました。特に心の教育に関する研修としては、A D H D など、多動性といいますが、そういう子供たちの発育障害の理解や対応について、この研修には 116名、それから不登校児童への支援・教育相談について22名、それから児童福祉、児童虐待防止に関する研修に16名、授業や遊び、集団づくりのポイントの研修ということで54名、心の健康に関する指導力向上の7研修講座で合計 208名の教職員の研修を実施してまいりました。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 現在、30代から50代の大人が突然キレることが社会問題となっております。これもストレスからくるうつ病であると言われておりますけれども、教師自身の心の問題にどのように行政側として対処しているのか、ちょっと教えてください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 議員御指摘のとおり、より学力を身につけさせるための学修指導力向上の問題や、さまざまな様相を呈する児童・生徒への対応、さらに、最近一番になっているところでございますが、話題に上がっておりますモンスターペアレント、モンスターペアレントというのは、ペアレントは親ですので、モンスター、怪物です。子供の親が何かにつけて理不尽な無理難題、むちゃくちゃな物言い、いわゆるいちゃもん、クレームを教師や校長に突きつけて、そのストレスを感じるわけではありますが、このモンスターペアレントとの対応、学校内での事務処理への対応といった、教師を取り巻く環境はさまざまなストレスを生じさせております。

教育の心の問題に対応するために、学校では校長により自己啓発面談、いわゆる懇談でございますが、年3回程度行っています。教師一人ひとりと面談して、本人の目標とすべき内容を

話し合ったり、心の悩み、特に家庭的なことについても相談に乗る場合もあります。また、一人で問題を抱え込まないように、学年主任と連携して学年体制で物事、先ほど言いましたモニターペアレントなどに対処するために体制を組んで処理することが大事であるということで、一人でストレスを抱え込まないような体制をつくるように指導をしております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 現在、瑞穂市で行われております精神福祉ボランティア養成講座というのがあります。そして、精神保健福祉市民公開講座カリキュラムというのがありますけれども、これは市の方としてどのように理解されておりますか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 今おっしゃったのは、社会福祉協議会で主催されておる精神福祉ボランティア養成講座と、それから精神保健福祉市民公開講座のカリキュラムということですが、本市の総合センター、市民センターを会場に市民対象に開催されていますこと、そして年間10日にわたって開催しているということは承知しておりますが、ただ、これは要項に「市内に在住する」というところがまず一つ、教職員としては市外の者もおりますし、それから受講条件が「10回すべて受講すること」というふうに書いてございますので、やや参加しにくいなあという意見といたしますか、感想を持っております。大変いい講座だと思います。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 今、不登校の児童・生徒に対して、適応指導教室等の親子を含めた相談事業の展開を図り、適切かつ早期の解決を目指すとありますが、そのネットワークはどのように活動しているのか、教えてください。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 不登校の問題だと思うんですが、なかなか学校に足が進まない児童・生徒を対象に、市教育委員会の教育相談員が3名おりますが、それによって教育相談を行っています。月曜日から金曜日まで、午前10時から3時までの間、児童・生徒のために適応指導教室、通常「アジサイスクール」と呼んでおりますが、これは巣南の公民館の方1部屋に設置をしまして、そこで開設をしております。ちなみに、今通っている子供たちは小学校2名、中学校4名、付き添いのお母さんも見えるんですが、そういうことで開催をしております。そして、支援するネットワークとして、お母さん方、保護者の皆さんを中心に、毎月第2・第4金曜日に親の会「ハナミズキの会」というのをつくって教育相談を行っています。本年度は14名の保護者とアジサイスクールの卒業生も入って活動をしておられます。それが現状

でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） 障害のある児童・生徒に対しては、それぞれの可能性を引き出すため、細やかな教育とあわせ、障害の程度に準じた施設や環境の整備に努めるとありますが、その問題点と進捗状況はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 障害のある児童・生徒の可能性を引き出すための細やかな教育について、施設整備、あるいは対応はどうかということでございますが、指導体制ということで、まず子供たちを指導していくという面からでございますが、開校以来、特別支援学級がなかった穂積北中学校において、17年度から知的障害児の学級を新設しました。18年度に巢南中学校の情緒障害学級、19年度に穂積北中に情緒障害学級を新設しております。その結果、市内すべての中学校において、知的と情緒障害のどちらのニーズにもこたえる学級が整備をされております。また、穂積小学校では、その他、言語障害のある子供に対する言語学級が開設されて、他の小学校からもここへ通級してもらうことができる環境になっております。

通常学級において学校生活をしていきたいという親の願いで、若干障害がある方もいらっしゃるわけですが、特別支援学級ということで、18年度から、子供たち、担任の先生以外の特別支援をする、生活支援でございますが、18年度は県費補助の12名と市が単独で雇った先生5名の17名で生活支援、子供たちの先生以外にアシストとして入ってその支援をしている先生が17名でございましたが、それが18年度で打ち切りでございまして、19年度は市の単独ということになりましたが、一人ひとりがきめ細やかな指導が必要だろうということで、逆に22名に増員しまして、市の単独事業として現在行っております。個別に支援が必要な特別支援学級や通常学級、あるいはいろんなところに出て行って支援をしております。次第に落ちついて学習に参加ができるようになったというふうに聞いております。なるべく効率よくこの22名を使って、そういう若干問題のある子供たちが普通学級の中へ入って生活ができるように、予算の範囲内で子供たちに支援をしていこうというふうに思っています。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） ありがとうございます。教育の現場において精神面でもケアが、十分とは言いませんけれども、なされておるということに関して心から感謝しております。

最後に、質問じゃなくて、教育現場におけるさまざまな問題点は学校という枠の中だけでは解決できないと私は思っております。教育の現場から福祉へ、そしてその輪の中に一般市民の方々の協力を得るのが必要ではないかと私は思っております。そういうネットワークづくりが

これからの市の教育行政、福祉行政、環境についても必要なことだろうと私は思っております。最後に、これは個人情報の問題がありまして非常に行政としては困難な問題点もあると思いますが、市民の皆さんの理解を得られるような行動を行政側としてとっていただきたいと思えます。ぜひその点、よろしく願います。一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、堀武君の質問はすべて終わりました。

議事の都合によりまして、15分間休憩をとります。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時44分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しています。

ただいまから一般質問をまた始めます。

5番 吉村武弘君の発言を許します。

吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 5番 吉村でございます。

3点について一般質問させていただきます。まず、旧巢南町での公園等の借地の課税について、それから通学路、特に小学校の通学路に対しての安全対策について、それからもう1点は道路舗装について、以上3点を質問席で質問させていただきます。よろしく願います。

1点目でございますけれども、6月の定例議会において市長にも御質問させていただきましたが、旧巢南町においては、合併まで、いわゆる公園等の借地に対して現況課税じゃなく、本来、借地をされた時点で宅地または宅地並み課税をしなきゃいけないのを、農地課税をずうとされていたということについては、6月の議会で市長は認められたわけでございますが、総務部長にお伺いいたします。これは何筆あったかということと、それから、その土地に対していわゆる相続税が発生したものは何件あったかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 行政財産ということで現在台帳記載登録をしておりますが、とりわけ巢南地区にありますふれあい広場の借地に係る課税についてというようなお尋ねでございます。

この件につきまして、旧巢南町におきます経緯ということで、さきの議会で質疑・答弁がなされております。これにつきましては、合併前におきまして執行部、あるいは議会等の場におきまして協議がなされてきたというような経緯があるということをお尋ねしております。こうした流れの中で、農地並み課税ということで進んできたということでもあります。合併後につきましては、合併協議に沿いまして、平成16年度から現況課税ということで対応しております。

具体的な筆数といいますか、面積のお尋ねでございますが、ふれあい広場におきまして23筆、

2万3,800平米ほどの借地が現在ございます。地権者としては19名ほどあるわけですが、この内容につきまして、相続税の発生件数ということもお尋ねなんですが、具体的に相続税につきましては申告等の状況を書類等で確認をしておるというわけではございません。税務署等の関係になりますので、詳細については掌握しておりませんが、我々の現在の借地の関係で言いますと2件ほどあるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 筆数が23筆、それで相続税、よくはわからないけれども、それに値するんじゃないかという件数が2件ということで、これはいわゆる固定資産税、地方税法の時効、それから相続税の時効は何年でしょうか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御指摘の地方税法の更正、あるいは修正等の期限というお尋ねでございますが、事案によりますけれど、通常の場合、申告起算日から5年ということになっております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 今、相続税の話は時効を聞かなかったんですけども、これは先ほど総務部長が言われた、合併以前のものだから云々と言われましたですが、現在、堀市長は瑞穂市長であり、当時、巢南町長であった堀町長が、合併したからといって、その過去の引き継いだ、瑞穂市に引き継いだ巢南町時代に行われたこのいわゆる固定資産税の現況課税をされなかったということについて、これは私は現況課税されなかったということは、当時、法律違反をされていたというふうに思うのですが、市長はその辺のところをどのように思われますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 吉村議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

旧巢南町の方におきまして、慣習的にこういった公共に要する用地、どうしても売っていただけない場合、こういった形で私の以前の町長時代からしておりました。慣習的にやっておったというところでございます。先ほど総務部長からもお答えをさせていただきましたように、やはりこの合併、新市になりました。そんなところから、やはりきちんとすべきはすべきと。やはり合併というのはいろんな負の遺産もたくさんございます。そういったものをきちんと整理をしながら合併が成り立っておるものでございまして、今、旧はこういうふうであったからという御質問をいただいておりますが、合併ですべて整理をして現況課税で今はなされておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。以上であります。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 合併以前のことであるからもうそれは関係ないようなことを言われていますが、現在瑞穂市の市長でなければそのように思いますが、これは、私は堀市長にどちらかお尋ねいたします。法律違反ではあったのかなかったのか、もう一度確認をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今御答弁を申し上げましたように、ずうっと巢南町におきましては慣習的にされておりました。そういった当局から指摘を受けたわけでごさいます、こういうことで、公共に要するということで、いいということで認識をいたしておりましたので、よろしくお願ひします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 慣習的にされていたから、当局からそういったものを指摘されなかったから法律違反ではないというふうなことをおっしゃられますが、これは完全に法律違反、行政の責任者がこんなことをやっちゃいかんことなんです。非常に不公平な納税の仕方、一般市民の方はこういったことが行われていたことをほとんどの方は知られていないと思います。ですが、こういったことが明らかになり、この瑞穂市の最高責任者として、こういう不公平なことを過去に行っていた市長が本当に今後公平に行政を進めていけるのかという思いがするんですが、この責任についてはどのように考えられますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、慣習的に行っていた状況でごさいます、私は平成13年に民間に戻っております。そして市議会へ出させていただき、今回こういう形でごさいます。やはり反省して、直さなくてはいけないところは直さなくてはという思いで、過去のいろんなことを踏まえて、そういうことのないようにして取り組んでいかななくてはいけないなど、こういう気持ちで今取り組ませていただいておりますので、よろしくお願ひして、答弁とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） これは法律違反ばかりでなくて、特定の人に便宜供与を凶ったというような感じがするんですが、本来からいけば、これはやはり現在瑞穂市長であられる堀孝正市長がある程度責任はとっていただかなきゃいかんと思うんですけれども、責任はとられるんです。

ようか、とられないんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 何回でも申し上げておりますが、やはり合併でそういったいろんな負の遺産も踏まえて協議の中ですり合わせて、そして新しい、間違っただけもあるということで、きちんと整理をされての合併でございます。そんな中で、それを引き継いで私が今させていただいておるところでございます。ですから、過去の反省は反省して、そういうことのないように意を新たにしてお取り組ませていただいておりますので、御理解をいただきますようお願いして、答弁いたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） これは8月29日の土地財産調査特別委員会の中でも明らかになり、そして堀市長がこのことは合併によりチャラだというような発言をされておるんですが、合併したからもう過去のことはチャラだと、以前のことはもう追及しないというようなことを言ってみるんですが、市長選のときに、堀市長は前市長に対して、56年体制がどうの、56年続いて云々というような話で非常に松野市長を攻撃されておったようですが、それから考えてみれば、これも合併したのだからそんな過去の話は云々ということは出てこないはずなんですけれども、自分に都合のいいことだけはチャラだと。そうじゃないことについてはどんどんどん前のこともわあわあと言うと。この態度というのはどういうふうなんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 大分話が飛躍してまいりました。お答えは先ほど答弁させていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） これはどこまで行っても平行線でありますし、ただ一つだけ、僕は今後、公平・公正な行政をやっていただきたいと。ある特定の団体とか、特定の人に対してのみ利益を与えるのではなく、市民全般がよくなっていくにはどうしてやったらいいかということを考えて行政を行っていただきたいと思っております。

2点目に移らせていただきます。

小学校の通学路の安全対策についてでございますが、これは公安委員会とか警察とか、いろんなところへお願いしても、地元から要望しても、やっていただけないものがたくさんあるわけなんです、その中で、公安、それから警察以外に、市としてできる安全対策というのをどのようにされているのか、総務部長にお伺いいたします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 通学路の安全確保についてということで、行政としてどのような対策を考えておるかという御質問でございますが、通学路の安全確保につきましては、教育委員会、学校、PTA、子ども会と密接な連携を図りつつ、各校下で開催されております地区懇談会等の御意見等を十分踏まえながら、道路の点検、あるいは道路の特性等、交通状況等を総合的に勘案いたしまして、住民の方からの通学路に対する改善の要望等に耳を傾けながら、児童・生徒にとりまして最も安全な通学路の確保という観点で、今後とも警察、公安委員会と常に協議を進めながら、横断歩道の新設、あるいは改良等、登下校の時間帯においての一定時間のスクールゾーンといたしますか、そうしたものも検討しながら、交通安全施設の整備に関して担当部署が都市整備になっておりますので、こちらの担当部署ともハード面での検討も総合的に考えながら安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 話はわかるんですが、地区懇なんかでもいろいろ問題が出てくるんですけども、ただ問題点が、地元のことは地元が一番よくわかるということで、そういう話を聞いていただければいいんですが、なかなか対応が遅いというか、それから事故が起きないと信号がつかないとか、それこそ重大事故、死亡事故が起きないと信号がつかない、横断歩道がつかない。ただ、そうであれば、市単独でできることがあれば、率先して要望がある前にすべきこともあるんじゃないかなと思うんです。例えば黄色いのぼりあたりを各自治会に何本か渡して安全を促すとか、それから小学校区に渡して、校区の方たちは校区の中のことは一番よく知っていると思いますので、そういうものを渡して危険な場所にはわかりやすくするとか、そういう配慮がやっぱりあんまりないと思うんですよね。出てきてからしかできないと。出てくる前にできることは何かないのかということもやっぱり担当部署で考えていただいてやっていかなきゃいけないのじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 積極的に市でできる施策を手を打てというふうな御指摘でございますが、現在も交通の安全旗、あるいは注意看板等、道交法に対象にならない範囲内で市の事業としまして注意看板等も予算化をして設置しておりますし、道路等の交差点の改良、あるいは歩道の整備等、今後とも事前の事故防止ということで積極的に進めていく必要があると思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） ありがとうございます。今後とも子供の安全・安心に力を入れていただいて、通学路をぜひともそういう危険がないように、子供たちが安心して通学できるようよろ

しくお願いいたします。

では、次に3点目でございますが、道路舗装について都市整備部長にお尋ねします。

先ほども通学路の安全対策ということでお話ししましたけれども、最近、バイパスなど、国道あたりでは透水性の非常に高い道路がふえております。ですから、そういった道路は非常に水がたまりにくいということで、歩行者にも自動車を運転する方にも非常にいいわけなんです。ですが、市道では駅南の通りしかそういったものはございませんが、本当に水がたまらないような、そういった透水性の高い道路に切りかえをしていかれるという考え方はないのでしょうか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 吉村議員さんの道路舗装についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年、交通量の多い国道・県道は排水性舗装が多く実施されるようになってきております。雨天時の走行安全、沿道への水はねを少なくするなどの沿道環境の改善、車両騒音の軽減など、効果が上がってきております。通学路等で、大型車の交通量の多い市道については有効な手段だと考えております。

排水性舗装は、透水性の高い表層と、その下に透水性の低い基層を施工し、表層に流れ込んだ雨水を路肩に流す構造でございます。大型車両の通行が少ない道路では、表層のみの一層構造であるために、排水性舗装の採用には無理があるのではないのかなということを思っております。大型車両の多い幹線道路等の舗装については、採用を検討してまいりたいと思っております。

デメリットにつきましては、舗装自体が空隙率の高いものを使用するため、砂、あるいは泥が空隙内に詰まるため、数年で機能低下が起こる可能性がございます。そのために高圧洗浄を行うことが維持管理上必要となってきました、維持費がかさむことになろうかと思っております。大型車が走行する道路では、空隙がつぶれ、機能低下が生じてきます。通常の舗装では、パッチングといいまして部分的に修繕する手法でございますが、空隙をつぶすということになります。また、アスファルト合材の量がある程度まとまらないとアスファルトプラントからの出荷ができないなどの検討課題がございますので、その辺も踏まえまして答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 今、なかなかデメリットもあって踏み切れないというお話だったんですけども、できるだけ交通量の多いところは今後そういったものに切りかえていっていただきたいと。

それから、先ほども申し上げたように、通学路において、いわゆる歩道側に水たまりが結構雨が降りますとたまっているところが多いわけなんですけれども、そうすれば、子供はその水

たまりを避けて車道の方へ回り込んで通学するというのもございますので、非常に傘も差して車道の方へはみ出るといふことがありますので、その辺のいわゆる地域からの要望ですね、通学路、ここに水たまりがあるから何とかしてもらえないかというものに対してはどのように対応されておるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 道路等の舗装等についてでございますが、職員も巡回しながら、あるいは地域からの舗装の水たまり等につきましてはオーバーレイ等で順次対応しております。また、年間2回ほど、全市内を巡視しながら、業者に発注するなど対応をしておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 年間2回ぐらいの巡視ではなかなか水たまりがどこにあるというのはいわゆるわかりにくいだろうと思いますから、せめて2カ月に1回とか3カ月に1回確認していただいて、そして地元からもそういう声が出てきたら速やかに直していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 年間2回と言いましたのは、業者に市内の舗装の修繕等を上期・下期に分けて発注するというところでございますので、みずほ公共サービスさんにも道路パトロール等をお願いしております。また、職員が通勤途上とか管内視察等に出向くときには、道路の悪いところなどもお互い私の方に連絡していただくように皆さんをお願いしておりますので、年2回というのは発注の関係ということで、またそれぞれ提案箱とかいれるところに入っておりますのは、現場を見ながら、職員でできることと業者発注と区別をしながら対応させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 子供の安全・安心ということで、ぜひとも今後通学路の安全対策、都市整備と総務の方で連携を図ってやっていただきたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、吉村武弘君の質問はすべて終わりました。

広瀬捨男君に申し上げますが、午後を予定しておりましたが、時間も早うございますので、広瀬捨男君の発言を許します。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、ISO9001及びISO14001

の認証取得について、ダイヤモンドシティ進出に伴う取りつけ道路の新設について、政策公約（マニフェスト）について、市民憲章の制定について、以上4点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO14001（環境マネジメントシステム）の認証取得についてお尋ねをいたします。

皆さん既に御存じのように、日本は、通産省の指導によって、日本工業規格、いわゆるJISを充実して、JIS規格指定の取得を推進されてきました。さらには、品質管理、価値分析等々でも世界的にも進んでいると伺っております。しかし、地球温暖化防止対策として、先進国に二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの削減で、日本は2008年から2012年の5年間で1990年度比6%削減の義務化がされているようでございます。一方、西欧諸国からは、この環境問題が出だしてから、ISO9000シリーズだとか14001等々あるわけでございますが、認証取得をしていない企業の製品は輸入しないということで当時なったわけでございます。それで、西欧諸国へ電化製品等を輸出している電気メーカー各社は大至急ISO14001とか9000シリーズを取得することで、ISOの審査登録とか、そういうコンサルタントの会社が大変だったと伺っております。当時は、日本の国内の申請業者も非常に戸惑って、ISOの規格をのせるだけに精いっぱいということで、企業としても大変なことがあったかに聞いております。

しかしながら、いろいろな過程がありまして、5年ごとくらいにこのISOの基準も見直しをされて、今ではその見直しをされたものに変更するところはこちらしかじかすればという理由をつけ、そしてさらには、まず事務の改善だとか、いろんな企業内の努力、そういうことを積み重ねて、今ではISOを取得すれば会社にも経費的に非常にプラスになるということを伺っております。名古屋のある喫茶店が、大きな系列の会社でございまして、そこが赤字で困っているというときに、ISO14001を取得して指導を得たことによって非常に黒字になったということも伺っております。

そこで、行政の顧客である市民のニーズにこたえる行政サービスの質の向上を図るため、ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得すべきと思います。

さらに、自然との共生、環境への負荷の少ない資源エネルギー、循環型の社会経済構造への構築を図るため、行政が率先してISO14001を認証取得する必要があると考えます。取得することにより、環境に配慮したオフィスが確立でき、業務の効率化、電気、ガス、水道等、ある岐阜県内の自治体ですが、15項目の目標を立てて、そして、その自治体は11年度からISO14001を取得したわけでございますが、たしか平成14年度で職員1人当たり、年間、認証する前の対10年度比8万数千円の効果が上がったとお聞きしております。また、自治体が環

境に対するイメージアップになると思います。市民の皆様にも、ごみ減量、分別収集等々、大変御協力をいただいて感謝をしているわけですが、認証することにより、市役所の職員も一生懸命努力してみえるんだなという姿もあらわれてくると思います。早急にISO14001を認証取得すべきと考えますが、市長はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、ISO9001とISO14001の取得についてということで御答弁させていただきます。

まず、広瀬議員が言われるとおり、ISO9001は品質のマネジメントシステムの規格でございます。このマネジメントのツールの導入により、職員の意識の改革、組織の活性化を図り、市民の目線に立って、最小限の費用で最大限の行政サービスをいかに提供するか、そしてその成果をいかに検証して改善していくかがマネジメントのシステムだと思っております。また、ISO14001は環境マネジメントシステムの規格でございます。地球温暖化の防止など、環境保全活動の中で市役所がよい環境を目指すにはどうしたらいいかを考え、実行し、その結果を検証し、改善する仕組みだと考えております。

瑞穂市としましては、ISO9001に該当する施策を昨年度作成しました。瑞穂市行政改革大綱の中で、より質の高い行政サービスの提供を大綱の基本方針として進めております。窓口サービスの改善、事務事業の見直し、民間委託の推進、IT機器の活用、組織体制の見直しなどを実施することで、職員の適正化を図ると同時に、人材育成計画を作成し、研修等計画的実施、OJTの推進を進め、より質の高い行政サービスを目指しております。また、これらの施策を進めるに当たり、仕事の進め方の基本としてマネジメントサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクション、いわゆる計画・実行・評価・改善の周知を図っております。そのほか、仕事におけるコミュニケーションとして報告・相談・連絡という「ほうれんそう」を徹底し、また市長からも御指示がありますが、朝の朝礼の励行などを実施し、より市民の方に満足していただける行政サービスを提供していきたいと考えております。何分の御理解をいただきます。

続きましてISO14001ですが、瑞穂市では、環境に優しいまちづくり、自然と共存できる潤いのある生活環境の創造を目標にまちづくりを進めているところでございます。市役所が率先し、環境に配慮した活動を進めております。例えば市役所を初めとする公共施設における電気、ガス、水道などを常にチェック・経費節減する、紙の使用量の削減、両面印刷や片面印刷用紙の再利用、紙のリサイクルによる資源化、不必要な電源を切る、アウトソーシングの導入に伴い時間外などの縮減、エレベーターの職員の自粛、夏場の軽装や冬場の厚着の実施、公用車の集中管理、環境に優しい建物の設計や都市施設の整備、低公害車の導入など、環境を考えた活動を実施しております。今後、より一層環境を意識しながら公共事業を進めると同時に、市民協働のリサイクル事業、環境美化活動を進めてまいります。そして、その環境の施策

についてP D C Aのマネジメントを活用し、常に改善しながら活動してまいりたいと考えております。

市も、目指すところは議員と同じだと思います。地球の温暖化の進む中、環境問題は地球規模で問題になっております。京都議定書により、日本も環境問題に積極的に取り組んでおります。I S Oの取得も一つの手段です。教育、福祉、環境は、市民生活にとって重要な施策です。特に環境は、I S Oを含めて今後もいろんな角度から検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

〔 20番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

そこでちょっと聞くんですが、旧穂積町の時代ですけど、たしか平成10年度から15年度まで、電気、ガス、水道等で目的を出して、電気、ガス、水道等が5%、それから紙は10%削減ということで10年から15年の実績だとか、あるいはその以後、先ほど室長が言われましたように、瑞穂市の行政改革大綱の集中改革プランの中でも、公共の施設管理維持費ということで、18年度予算の10%以上の縮減を図るとということで先ほどのように取り組んでおられるわけでございます。ということですが、その実績について、10年から15年、15年以降もいろいろと調査し、努力はしておみえになると思いますが、その数字についてお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 瑞穂市の行政改革大綱の中で具体的に示しております集中改革プランの中で、具体的にどのような取り組みを行い、効果はどうかというようなお尋ねでございます。

その前に、全般的に平成19年度の予算編成に当たりまして各課が取り組んでまいりました状況、経過を報告させていただきまして、その後、電気代、紙等の実績の報告にかえさせていただきます。

19年度予算の編成に当たりましては、議会でも御審議いただきましたように、予算編成方針の基本であります「入るを図りて出るを制す」という基本事項に立ちまして、各課、いかに出るを制するかというような観点で予算編成に取り組んでまいりました。その結果、歳出予算総額では33%の増額というような結果になっております。このうち経常経費といえますか、通常の人的経費、物件費等のいわゆる経常経費の削減が可能なものにつきましては、結果的に13.1%、目標的には対16年度で30%の削減を掲げまして各課で予算編成に取り組んだわけですが、13.1%という結果になりました。人的経費で見ますと、各課に格差は見られますが、19課のうち7課が達成をいたしました。そのうち逆にふえた課も業務増等で6課ほどありますけれども、最終的に30%目標で13%というような削減の達成率になったということでございます。三

位一体の中で厳しい財政状況が強いられておりますが、今後とも経常経費の削減につきましては、先ほど公室長が具体的な取り組みについて説明をさせていただきましたけれど、職員一同徹底をいたしまして予算の有効利用を図っていききたいというふうに思っております。

それでは、電気料、あるいは紙の実績でございますが、合併から、巢南庁舎、穂積庁舎と比較していきますと、穂積庁舎におきましては対16年度で95万6,000円ほど額にしまして減額、8.9%ほどの電気量の削減、それから巢南庁舎におきましては66万3,000円ほどの減額になっております。電気料金等の変動もありますけど、巢南庁舎におきましても13%ほどの電気の節減ということで、省エネにも取り組んでまいりました。一方、紙につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたが、両面使用、あるいは庁内のLANを利用いたしましてペーパーレス化を十分進めるという中で取り組んでまいりましたけれど、結果的に16年度対比では両庁舎合わせまして18万円ほどの紙の購入費が増額になったという結果になっております。今後ともできるだけ経費の節減に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 今、実績等とか努力されているところを伺ったわけでございますが、たまたま予算の方については、たまたまということはない、非常にシビアな予算編成をされていると思うわけですが、前に資料ももらっているんですが、やはり先ほどの電気、水道等は、10年から15年についても本当にばらばらで、非常に多かたり少なかたりはないというように記憶しております。数字については割愛させていただきますが、なぜそういうものが出るかということも私なりにいろいろとISO取得に対する講習会も受けて自分なりにお聞きした限りによりますと、先ほど執行部の方からもありましたけど、瑞穂市のマニフェスト実行プログラムの中にも、計画策定、実施、検証、見直し、いわゆるISOのやるPDCA、見直しを常にかけてトップの考えで計画をつくり、実施して検証、アクション、見直しをするということで、全く同じことをやっておっていただくわけでございますので、先ほど公室長の方からもISOも含めてというお言葉があったわけでございますが、ぜひこのようなプログラムの中にISOの方式がのっておりますので、変わったところはやはり1年1回以上の外部監査があると。ということが非常にここで言えば職員の緊張感といいますか、必ずデータでやった実績が必要であり、外部チェックということが非常にやっぱり経済的にもメリットがあるし、そしてまたトップが計画を策定するときでもやはり全体として眺めてやれるということで非常に私はメリットがあると思いますので、このことについて市長はどのようにお考えか、よろしくお願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

総務部長からいろいろ御答弁をさせていただいております。議員御指摘のありますように、そういったことにつきましてしっかりさらに気を引き締めて取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

次に、ダイヤモンドシティ進出に伴う取り付け道路について、昨日、熊谷議員の質問に対する市長の見解は、ダイヤモンドシティ・イオンモールの進出に伴う市道認定及び市道建設はできないとの答弁と認識しておりますが、市長に確認をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先日の熊谷議員の御質問にお答えをいたしましたとおりでございます。その理由を4点ほど上げさせていただきました。そういったことを踏まえまして、かかる状況下のもとにありましては、ダイヤモンドシティの進出に伴う市道認定及び市道建設はできないものと判断をいたしております。そのとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） それでは、政策公約（マニフェスト）の中で本年度具体的に実行される予定の事業について、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

御案内のように、この4月の統一地方選挙からマニフェストが解禁されました。ほとんどの首長選挙におきましては、このマニフェストに基づきましてそれぞれの選挙がなされておきまして、民意が問われたわけでございます。そんな中におきまして、私もいろいろ掲げさせていただきました。そのあれが今年度どのように進むかという御質問でございますので、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、私は6月1日に就任をさせていただいたところでございまして、まだ本当に4ヵ月足らずでございます。そのような中におきまして、議会の皆さんの御協力をいただきながら、まず第1点目といたしまして、これは本当に画期的なことではないかと思っております。子育て支援事業としまして、県内に今は21市ございます。その中におきまして、福祉医療費の通・入院につきまして中学校卒業まで無料化、このことにつきましては実施は初めてでございます。4月に

さかのぼってはできなかったわけですが、もう既に1年分の予算も議会にお認めをいただきまして、あと1週間ほどでこの画期的な事業が施行される運びとなっております。本当に市民の子育て支援、言っておりましたことができることについて本当にうれしく思っておりますのでございます。

第2点目としましては、市長、議員の政治倫理条例でございます。これも私はマニフェストの中で、これはなかなか難しいだろうと。過去にこういった質問が議会からも出ましたが、なかなかできなかったところがございます。これも2年を予定しておりましたが、わずか4ヵ月足らずで制定をいただきました。中身は十分とは言えませんが、これもまた長年できなかった画期的なことではないかと。本当にこのことにおきましては議会みずから私のマニフェストに基づきまして決めていただいたところがございます、これが二つ目でございます。

第3点目といたしまして、市民参加のまちづくりにおきましては、下水道審議会におきまして公募による審議会委員を選ばせていただいております。公募でございます。さらには、ダイヤモンドシティの管理におきまして、市民の声を私も出させていただけます。これもお約束をさせていただいた。こういったことも進んでおるところでございます。

第4点目といたしましては、一般競争入札の導入でございます。これも1年以内というところがございます。もちろん既に他の市町におきましては一般競争入札、さらには電子入札を取り入れておられます。ここだけがおくれておりました。次の入札からこの一般競争入札が実施できるように準備をいたしております。次の入札、来月あたりからこういったことができるのではないかと思っております。

5点目といたしまして、学童保育につきましても、学校敷地内、公設公営で実施が二つの小学校で対応が可能でございます。さらには農協跡地の問題も、今、議会に質問でもいろいろ出ております。この一般質問の中でも、いろいろこのことについて御推挙をいただいております。少なくとも二、三ヵ所で売買契約が調べば、対応が可能ではないかと思っております。

第6点目としまして、私のマニフェストの中に、岐阜県一明るい安全で安心なまちづくりとして、防犯灯の設置を掲げております。このことにおきましても、いろいろ御質問をいただいております。いろんな御提言もいただいておりますが、いずれにしましても、この岐阜県一明るい安全で安心なまちづくり、お隣の本巣市、北方町、また県内のいろんな市において、設置もその使用料、電気代もすべてそれぞれの自治体が持っております。私は突出したことをやるつもりは持っておりません。よそ並みにということをおっしゃいます。そういったところをお願いしているのが、既に通学道路とかそういう補正を見させていただいておりますが、これも前向きにお考えをいただいております、これも順次できていくのではないかと、このように思って感謝をいたしておりますのでございます。

ひとえに議会の皆さんの御協力のおかげでございまして、お礼を申し上げまして、さらなる御支援をお願い申し上げながら、私の答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほどマニフェストについて、6項目について、議員の皆様、あるいは御協力を得ながら今年度大体いけるという6項目についてお聞きしたわけですが、一つ、下水道の方は審議会委員に公募でということで市長のマニフェストにもあるわけですが、料金については今年度はちょっと無理だろうと思うんで、その辺のところを担当部長からでもお聞きできたらと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 下水道使用料の値下げというふうにマニフェストには書いてございます。それについて、たしか6月の定例会にもお答えいたしました。プロジェクトを立ち上げて、それで調査・研究をしております。このプロジェクトは、下水道使用料のみならず、整備計画もあわせてやっていこうというふうなことも含んでおります。それで、今月の14日、産業建設委員会に審議会にかける内容について御協議いただきました。さらには、今月の27日に特別委員会にも同じようなことを協議していただき、それからさらに来月の11日に下水道の審議会を開催するようにただいま手配中でございます。それで、でき得れば、審議会から答申をいただいて、その答申をもとに産業建設委員会にもお諮りをして、近い議会において上程をしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

下水道料金については、たしか岐阜県で一番高い方だと思います。前市長は町長時代に別府地区のコミプラについていろいろお話があったわけですが、現在の浄化槽の維持管理費程度ということにたしか聞いておりますし、いろんなメモ等もありますし、町民の中から公開質問状をされたものにもそういうことが書いてあるわけですが、現在の下水道料金というものは本当に相当かけ離れておるわけですが、先日も別府地区のある方から大変困ったことになるという話を受けたんですが、何ですかと言いましたら、下水道をつないだら、やはり今までは合併浄化槽で、込みで、水道料は別ですが、下水料についてはほとんどもらっていなかったと。それが当然のことながら下水道につながれば、今まで家主さんがサービスでやっていたと。それで、家主さんは家主さんで宅内工事がありますので相当かかるんだけど、それに対することは当然家主の負担だということで理解をされていたんですが、借りてみえる人からやはり下水道が余りにも高いから少し家賃の方で何とかしてくれないかという要望があ

って非常に困っているということをお聞きしました。本当に安くて早いという下水ではあったんですが、そのところが大分初めの浄化槽の維持管理費程度とは大きくかけ離れておりますので、その点についてもいろいろ考慮願って、早急に値下げについて、今着々と進めていただいておりますが、そういう市民の方も見えになり、そういういろんな記録も残っておりますので、その辺も含めていろいろと関係各位で御検討を願いたいと思います。それについて担当部長に考え方をちょっとお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 先ほどお答えいたしました、私からはここではちょっとコメントできないというような状態です。というのは、私どもは市議会の事務局でございます、あくまで産業建設委員会、それから特別委員会、それから下水道審議会の答申を私は重要視していきたいと、かように考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 同じ質問であります、市長の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 下水道料金の使用料の問題で御質問をいただいております。

これもマニフェストに掲げさせていただいておりますが、いずれにしましても、私はいつも申し上げておりますが、この瑞穂市が突出しているんなサービスをしたり、またいろんなことをするというは考えておりません。私は、少なくともよそ並みのあれにしたい。よそ並みがどんな程度か、それを公表しながら、こんなふうですからこんなふうにとということで、よくわかるようにして市民に説明している進めてまいりたいと思っております。そんな中におきましての下水道料金、私も旧巢南の方でこのことには取り組んでまいりまして言ってきたことがございます。それに近づけるために、よその市町並みに、料金が一番岐阜県で高いのは間違いのないところがございますから、これをよその市町並みに下げていきたい、お願いをしていきたいという気持ちでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 4番目になりますが、瑞穂市が発足して4年数ヵ月たつわけですが、市民憲章がまだ制定されておられません。早急に公募等され、審議会などで検討し、市の施設とか各庁舎、あるいは市民に至るまで、まちづくりに対する基本的なことをやはり徹底するののも一つのいい方法だと思いますが、そのことについてどのようなお考えか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、市民憲章についてちょっとお答えをさせていただきます。

まず考え方ですが、市民憲章は一般的には、まちの理想像を掲げ、より住みやすい社会生活の努力目標を掲げるものでございます。まちづくりについてが中心であって、市の歴史や遺産を誇りとした市民の誓いが示されたり、また市民の行動目標が中心になったりするものでございます。また、この制定に当たりましては、市民の多くの方が参加し、市民、議会、行政が丸となって進めるまちづくりの目標でなくてはなりません。まちづくり基本条例も含めまして、どのような策定経過で進めるかというのは議会の皆様と御相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

議会の皆さんとということが出たんですけれども、その辺の予定というか、そのことについてはどのようにされていくお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 一応私どもには市長の方から既につくる方向で指示をいただいておりますので、これからの策定方法を考えておるんですが、これはあくまでコミュニケーションが大事な、市民憲章はコミュニケーションが大事ですので、その辺を十分踏まえて進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） まだ時間があるという温かいお言葉もいただきましたけど、昼からと思っておりましたけど、スムーズに済みましたので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、広瀬捨男君の質問はすべて終わりました。

議事の都合によりまして休憩をとりますが、午後は1時30分から行いますので、よろしく申し上げます。傍聴の方々、早朝からありがとうございました。また午後もよろしく願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、3点にわたりにまして事前通告をいたしておりますが、まず1点目の名古屋紡績跡地へのダイヤモンドシティの進出と、市道の新設につきましては、昨日、熊谷議員が会派改革として代表質問を行っております。そして本日、広瀬捨男議員が再確認をさせていただいております。そして市長からは重ねて、市道認定や市道建設はできないものと判断いたしておりますとの、ほぼ結論的答弁をいただいております。したがって、改革といたしましては、三段構えで私もよろいかぶとに身を包んで待機をしておったところでございますけれども、その出陣の必要はなくなったようでございますので、この問題については割愛をさせていただきたいと思っております。

2点目のマニフェストの進捗状況については、質問席でお尋ねをさせていただきます。

堀市長は、マニフェストを掲げ、初めて解禁となった4月の市長選で24項目のマニフェストを掲げて、住民に真意を問いまして当選をされたわけでございますけれども、この市長のマニフェストの問題につきましても、実は午前中に改革の広瀬捨男議員が質問をされております。ほぼ重複する内容となっております。しかし、せっかく住民の方も傍聴にお越しでございますし、執行部から説明をしていただいた方がいいと思う点もでございます。そこで、若干の問題につきましてお聞きをしておきたいと思っております。

まず第1点目でございますけれども、マニフェストの具体化につきまして、どこの課で何をどう検討し、実施時期はいつか、そういうことを含めまして進捗状況について具体的に報告をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、西岡議員さん御質問の中のマニフェストの、取りまとめる課は一応政策推進課、市長公室の政策推進課の方で取りまとめております。具体的な時期につきましては、それぞれのマニフェストの内容によってそれぞれ違いますので、各部より出てきましたマニフェストの実行プログラムに基づいてそれぞれ実行していく所存です。

それで、これをつくるまでの経過を少し御説明させていただきますと、6月1日に市長が初めて仕事というか、就任されまして、そのときに前回からの事務の引き継ぎ事項がありました。それに基づいて、引き継ぎ事項が終わった後、市長の出されましたマニフェストを、市長から直接意見を聞きながら、それぞれ政策推進課で取りまとめていきました。24種類のそれぞれマニフェストがありますが、即実行とか、2年以内とか、4年以内とか、いろいろございますので、それに合わせて進めていきたいと考えております。

なお、市長からのじきに早くやってくれということにつきましては、先般、広瀬議員の御質問の中にも出ておりましたので、割愛させていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） マニフェストの具体化につきましては、質問通告をいたしましてから瑞穂市マニフェスト実行プログラムというものをいただいております。それは我々手元に持っている者はわかるんでありますけれども、持っていない方にはわからないんですね。ですから、これを全部報告していただくということはもちろんございませんけれども、とりわけ執行部の方で部長会議等も開催する中で、あるいは政策推進会議等の中で議論になった点、さらにはその中での問題、あるいは課題として議論されたこと等がございましたら明らかにしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） ただいまの御質問の中で、今、市長からちょっと指示を受けているのは、マニフェストの経過につきまして市民に公表したいということで、そういうことを言われておるんです。その辺につきましては、市長の部屋とかなんか、そういうような枠をつくりまして公表の方を進めていきたいと考えております。

それで、これをつくるまでの具体的な議論は、やっぱりそれぞれの部で部長会において、例えば当然マニフェストをやれば財源の問題とか、時期の問題、あと総合計画との整合性、新市計画との整合性、そういうのもありますので、そういうのを順次進めていく中で検討していきたいということでやっております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 例えば5番の外部監査の導入というのがあるんですけども、これは市長のマニフェストの中では即実行というふうになっておるんですね。間違いないですね。ところが、このマニフェスト実行スケジュールを見ると、調査・研究が平成19年6月から平成20年3月までというふうになっております。そのほか、実施要領の検討が平成19年6月から平成20年9月まで、それから条例の制定の検討が平成20年4月から平成21年3月までというふうになっておるんですね。そうなってくると、この実行スケジュールをつくったけれども、マニフェストの方は外部監査については即実行となっている。ところが、この事務方がつくった、部長会議等を経て作成をされたスケジュール表を見ると、条例の制定・検討は20年4月からになっている。これは制定・検討ですよ、議会への上程じゃないんですね。ということになると、上程自体はさらにもっと時間的におくれるということになるわけでありまして。ですから、これは今一つ例を挙げましたけれども、市長のマニフェストとその具体的な実行のスケジュールとの関係、これはどういうふうを考えてこういうふうなスケジュール表をつくられたのか、その点についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） このマニフェストにつきましては、先ほど言いましたように、部長会で日程の調整、やり方、そしてマニフェストの考え方につきまして調整して進めております。外部監査につきましては、若干市長の考え方が相違しておりましたので、もう少し調整したいということでこれは時間がずれておるといことです。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 調整がずれるといいましても、外部監査がそれほど2年にわたってやらなければ実現ができないようなものなのかどうか。例えば政治倫理の条例の問題につきましては、議会の方は、突然上程をして、一回の勉強もせずに、1時間もかからずに提案をされ、そして可決をされたわけなんですよ。これは議会の方の話ですけれどもね。執行部は、そういう状況を踏まえたときに、こういう調整がつかないという問題についてどういう議論をされたんですか。どういう議論をされて、こういうふうな状況になったんですか。調整がつかない具体的な話の内容について、具体的に明らかにしてください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

私のマニフェストに、外部監査制度を導入させていただくと、即実施ということでございます。実は、私は監査委員がおやめになるという、かわられるというあれを予想しておらなかったわけでございます。ところが、さきの監査委員が6月に辞表を提出されました。そのような観点から、新しい監査委員さんを選任させていただき、御同意もいただいたところでございます。私は、この外部監査導入におきましては、かねてから包括的に、また個別的な監査を、何か住民から特別このことについて監査、また議会側からこのことについてのさらに詳しい監査をというような請求があったときには、即それによって外部監査をする。いわゆる監査委員がいつも監査はしっかりやっていたいておるわけでございますが、緊張感と、そして信頼の上に立ってこういう制度を設けてやっていったら、さらにきちんとした監査のあれができるのではないかと、このようなところから打ち出したわけでございますが、監査委員さんもかわったばかりで、優秀な方にも、また前も優秀でございましたが、さらに優秀な方になっていただきました。そんなところから、担当の部局におきましても少しぐらいおくれてでもいいんではないかと、こんなようなあれからそういうふうになったんではと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いしたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、市長から答弁をいただきましたけれども、やはり市長のマニフェストでありまして、そして即実行ということを住民の皆様方に提示をしているわけございま

す。でありますから、その具体化につきましては事務方に対してきちんと、補助機関なんですからね、事務方というのは。市長の公約を具体的に実行する、それが仕事なんです。ですから、堀市長にはさらに強いリーダーシップを発揮していただきまして、みずからのマニフェストの実現に向けて職員を指導していただきたいということを強く要請しておきたいと思います。今、この問題点としてこういうことがありますよという一つの例だけ申し上げました。いろいろあるんだけど、やめておきます。

あとは、これも広瀬捨男議員と重複をします。午前中の広瀬捨男議員の下水道料金の値下げの質問に対して、よそ並みを公表しながら云々という答弁をされたわけでございますけれども、そこでお聞きをしておきたいんですけれども、ちなみに下水道料金の県下の実態はしからばどうなっておるのか、そのことについて調査の結果の報告を事務方の方でしていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 下水道の使用料金、19年4月現在であります。これは6月に立ち上げたプロジェクトで調査をいたしました。その結果、下水道使用量1ヵ月30立米を使ったとしての使用料金であります。ちなみに、うちの瑞穂市内は大体1ヵ月26から27立米くらいが平均でございますが、それを県下30立米というふうに直した結果、うちは5,460円、1番は恵那市の奥戸恵那峡が5,644円、2位が関市の上之保が5,565円、3位が瑞穂市の5,460円と。それから恵那市、関市に関しましては、奥戸恵那峡地域、それから関市に関しては上之保地域というので、恵那市そのものはもっと低いところがございます。また関市も低いところにあります。ということで、30立米に限ってしてみれば県下では一番高いと。30立米に限っての話でございます。私は、これははっきり申し上げておきます。30立米に限っての話でございます。以上であります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、河合部長から答弁いただきましたけれども、30立米に限ってのことということで、いわゆる26から27立米を30立米に直して計算をした場合の比較結果が、先ほど答弁があったように、1位が恵那の5,644円、そして2番目が関で5,565円、3番目が瑞穂市の5,460円ということで、結果的には30立米に直して比較検討した結果、非常に高い位置にいるというこの事実だけは明らかになったかと思っております。もちろん、この使用料金の比較だけではなくて、受益者負担金等の問題も含めて全体的に考えていかなければならないだろうと思っておりますから、その意味では、きちんと客観的に比較検討しながら、慎重に値下げの方向で、さらに住民福祉の向上のために努力をしていただきたいというふうに思います。それはそういうことで、今明らかにしていただきました。

それからマニフェストの関係で言えば、この間、問題になっておりますけれども、防犯灯と街路灯の関係の問題ですね。この問題について、実際問題、この防犯灯と街路灯との区分ですね、この区分自体は一体何を基準にされているんですか、その点をちょっとお聞きしておきたいと思うんですけれども。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの防犯灯と街路灯の基準ということでお答えします。

現在私どもで防犯灯ということに認識しておりますのは、各自治会から、地元でいろんなこと、ここに付けてほしいとかいうことで地元の方で協議をされまして、自治会長さん名で防犯灯をつけていただきたいという申請のあったものが防犯灯ということに認識しております。それから街路灯につきましては、幹線道路、歩道と車道との区別をされたところとか交差点付近、それから幹線通学路等について、市が設置するものについて、電気料も市が負担するものについてが街路灯というふうに認識をしております。なお、午前中にも市長が申しましたように、自治会から自治会をつなぐ生活道路の幹線も街路灯に含むのではないのかなということをおもっております。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の説明ですと、防犯灯というのは地元で協議をされて自治会から申請のあったもの、これが防犯灯、それから街路灯というのは幹線道路、通学路等、これは市が設置をして、維持費も市が負担をするというような話ですよ。ですから、結局、よくわからないんですけれども、実際問題、夜になって暗くなってこれば、電気がついておれば、現実の問題として、防犯でもあり、街路灯でもあると。実際、自分が本当に暗いところを歩いていて思うときに、ああ、これが防犯灯だと、これが街路灯だというような意識として見てないんですよ。やっぱり暗いところで電気がついていたら、身の危険を感じながら、ああ、これは危ないな、明るいでちょっと大丈夫だなとか、こういうふうに率直に感じるわけなんですよ。ですから、手続の違いで街路灯と防犯灯と分けるといような分け方がいいのかどうなのか、この点についてやはり再考する必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

というのはどういうことかといいますと、市長自身が、本巢市等々の例も挙げられておりますけれども、そういう維持管理費、あるいは設置費等含めて、全部これは住民の安全・安心という立場から公的負担をするということを表明されておるわけなんですよ。ですから、そういう方向性が明らかになっておるとするならば、今言ったような、防犯灯と街路灯との手続による違いというものは整理をする必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの御指摘のとおり、考え方としては私もそのように思いますが、ただし、いわゆる予算とか、例えば設置基準、今までですと、地元から要望のものについてはすべて設置するというございますので、ただ、全部公設公営ということになりますと、例えば電気料も市の負担ということになりますので、その辺の設置基準等も絡んできますので、現時点としては、自治会の要望については 100% 要望を聞きながら、なおかつ維持管理費については地元負担ということで従来来ておりますので、市長のマニフェストの街路灯の公設公営ということについては、これからの検討課題かと思っております。

〔 19 番 議員 挙 手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19 番（西岡一成君） これは先ほどの外部監査の問題とも同じ問題でありますけれども、マニフェストと現行の実態との矛盾というものの整理を、やはりマニフェストを具体化する過程においてはしっかりやっていく必要があると思うんですね。それを一日一日引き延ばしておったんでは、あっという間に 1 年が過ぎてしまう。そうしておると、マニフェストの実施期間が 1 年以内にするとというような内容であった場合は、もう 1 年過ぎてしまうんですね。ですから、それはこの具体的な実行スケジュールのすべての項目がそうでありますけれども、一つ一つきちんと精査をして、市長と事務方が十分協議をしながら確実に進めていっていただきたいというふうに思いますので、重ねてそのことを言っておきたいと思います。

それで、あとは重複しますから省略をいたします。

3 点目の問題でございます。給食調理業務の委託についてお尋ねをいたします。

前の松野幸信市長は、給食調理業務につきましては民間委託をしていくというような方針を出されておられたわけでございますけれども、平成 16 年 6 月議会の小寺議員、それから平成 18 年 12 月議会の私の質問に対する答弁でも、当時の今井教育長は調理業務の民間委託の方向を明らかにされております。

そこでお聞きをいたしますけれども、堀市長はこの給食の調理業務について前政権の方針を引き継いでいかれるのかどうか、そのことについてまず確認をしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から基本的な考え方を申し上げたいと思います。

給食の調理業務につきましては、当初から公、市の方で行う方針でございます。すなわち、献立作成、栄養管理、調理指導は県栄養職員が行い、食材の購入については市が行うという基本方針は変わっておりません。ただし、調理員については、市職員、臨時職員を減らして、派遣職員で対応ということを検討しておりました。しかしながら、労働者派遣法の改正で派遣機関が制限されるため、派遣職員での対応も難しくなってきました。

私は、以前、旧巢南町長のときに、給食の民間委託を計画し、各学校で説明会を行い、PTA、父兄との話し合いを行ったところでございます。結果は、やはりこのことにおきましては猛反対を受け、計画を断念した経過がございます。理由は、食の安全・安心であります。公が行うことを父兄は願っているところでございます。この重要なポストを外注しては、管理・指導が十分できません。私はこの経験から、給食業務は食の安全・安心、そしておいしいという観点から、調理業務については市職員、または市が採用した臨時職員で公が行っていく計画をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 基本的に、今までの前松野市長の給食に対する基本的な姿勢とは180度転換をした路線であるというふうに受けとめました。その路線は、しかし、やはり子供たちや、あるいはお母さん方の気持ちにかなった方針ではないかというふうに私は思います。今答弁にございましたけれども、食の安全、食の安心、外注では十分な管理ができない。ですから自分のところで採用した市の職員と、それから臨時職員でもってやっていると、こういう答弁は基本的に大事だと思うんですね。ただ、問題は、今本当に、臨時職員と言いますけれども、臨時職員の労働条件が極めて悪いんですね。本当に正職員と同じように働きながら、時間給にしてみても、それからボーナスにしてみても、物すごい、やはり2倍以上の差があると思います。本来的に言えば、同一労働・同一賃金なんですよ。同一労働・同一賃金、こういうことが民営化、規制緩和、こういう大合唱の流れの中で、どんどんどんどん同じ労働者の中でも格差が拡大をしております。非正規雇用の労働者であっても、臨時職の労働者であっても、家庭を持っております。子供たちには教育費がいっぱいかかる。住宅ローンも支払わなければいけない。大変なんです。そういうことから考えたときに、今の直接の話ではありませんけれども、やはり正職員として採用して、働く者自身が安心して働き続ける。そして、子供たちにより安全で栄養のあるものを食べていただく。そのために一生懸命汗を流していただく、こういうことがやはり一番大事ではないかというふうに私は思っております。

ですから、市長が過去の苦い教訓を本当に生かされると思うんですね。自分が巢南の町長時代に、給食の民営化、外注をやろうと思ってやったら、お母さん方に総反撃を食ったと。その教訓を、自分が市長になられて新たに給食をどうするかと問われたときに、やはり民間委託はやりません、こういうふうに言われたということは私は正しい選択であるというふうに思っております。ですから今の答弁を評価いたしますけれども、そこで一つ問題になる点がございませぬ。みずほ公共サービス株式会社の定款につきまして、その中で給食の調理に関する規定はどういうふうに規定されておりますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理。

教育長職務代理者（福野 正君） 御質問の、みずほ公共サービスの目的第2条の中で、4号に給食の調理及び配送に関する業務というふうでうたわれております。そのことの確認でございますね。第2条の第4号です。11ありまして、そのうちの四つ目に給食の調理及び配送に関する業務というふううたっております。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今答弁をいただきましたけれども、みずほ公共サービス株式会社の定款で、第1章第2条第1項で、当社は次の事業を営むことを目的とするということで、第4号に給食の調理及び配送に関する業務、こういうふうの規定をしております。配送の問題は今具体的に進んでおるようではございますけれども、基本的にこの調理業務について、今、市長の方からは市で責任を持ってやりますと、調理業務自体もね。こう言われたんですね。以前の今井教育長の答弁では、献立とか、食材の仕入れとか、そういうものはみんな今までどおりですけれども、調理作業そのものについては委託をするという答弁をしながら、公設公営なのでというふうに言い張られておったんですね。ですから、その答弁の内容というものと先ほどの市長の答弁との整合性をきちんと図らなければいけないし、そして市長の答弁とこのみずほ公共サービス株式会社の定款の規定との整合性をきちんと整理していかなければいけないんですね。これが生きておってはいけませんよ。もちろん別法人でございます。これはみずほ公共サービス株式会社の問題なんです。ところが、これは実際は市が100%出資をする会社でございますので、市として先ほど市長が答弁された内容をどういうふうに具体化するのか、そこら辺はここで具体的に整合性のあるような働きかけをしていかなければいけないと思うんですけれども、その点についてだけ確認をしておきたいと思っております。いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、この点につきましてお答えを申し上げたいと思っております。

実は、みずほ公共サービスは瑞穂市100%出資の会社でございます。ところが、私がお社の役員で入っておりません。これは監査か何かに市の職員が入っておるところでございます。ほとんどが民間の方でございます。そんなふうでございますけれども、私の申し上げましたことと整合性をとるためにも、こういう整理を、定款の整理をしていただくようお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） では、そういう立場でしっかりやっていただきたいと思っております。

質問の内容はこれで終わるわけでありまして、全体的に申し上げまして、堀市長の就任後、4ヵ月の中でのマニフェスト実現状況及び実施予定を見てみますと、午前中の市長の答

弁にもございましたけれども、下水道の運営審議会委員の公募の問題、それから岐阜県一明るい安全・安心なまちづくりということでナトリウム灯の設置の問題、さらには子供たちの通学路の整備の問題、そして公設公営の学童保育の実施の問題、さらには一般競争入札、これは答弁で来月あたりからという答弁でございました。そして、ダイヤモンドシティの進出に伴う住民説明会、地区懇談会というふうに言ってもいいと思いますけれども、これもであります。さらには、福祉医療費の4月からの遡及実施は議会で否決をされましたけれども、予算は可決をされておるんですね。そういう意味では、市長の具体的なマニフェストというものは実現をされておるというふうに判断をできると思うんです。

ですから、こういう状況、政治倫理も先ほど市長が申し上げたとおりであります。こういう事実を客観的に見てまいりますと、この議場におられる方、傍聴席におられる住民の皆さんもそうだと思いますけれども、どういうふうに映るでしょうか。これは、よっぽど堀市長に対する感情的な反発だとか、何か言ったら、一つでもミスしたら足を引っ張ってやろうというようなことでもない限り、ありのままその事実を見れば、私は、わずか4ヵ月という短い期間の中でも、やれることから一つずつやっている、そういう前向きの姿勢というものがあると思うんです。先ほど冒頭申し上げましたけれども、事務方との意思統一だとか、リーダーシップだとか、そういうものの課題は残っておると思います。それはしっかりやっていただかなきゃいけないと思うんです。だけれども、今言ったような、住民のために、福祉の向上のために一つ一つマニフェストを実現していく、この過程は、そしてこの積み上げは物すごく大事だと思う。そういう意味で、私は、堀市長の前向きに努力されておられる問題につきまして、それこそ前向きに評価をしていきたいと思うんです。

今後とも堀市長におきましては、先ほども労働者の問題で言いましたけれども、まさに弱肉強食の格差社会なんです。生活苦も広がっております。そうした住民の方々に生きる希望が少しでも出てくるような支援策を、財政の優先順位等、十分に事務方とも協議をしながら、全力を挙げていただきたいというふうに思っております。私は、松野前市長だから批判をして、堀市長だから全面的に何でも賛成する、そういう物差しは持っておりません。やはり41年間の中で築き上げてきた自分の物差しというものをしっかり持ってあります。だれが何と言おうが揺るがない政治信念を持ってありますので、ですから堀市長がもし住民の期待を裏切ることがあったら、その先頭に立って意地でも戦いますので、そのことをぜひ心に置いていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありますけれども、きょうは重複する質問がございましたから割愛をさせていただきます。以上で一般質問を終わりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 以上で、西岡一成君の質問はすべて終わりました。

続きまして、13番 山本訓男君の発言を許します。

山本訓男君。

13番(山本訓男君) 13番 山本訓男でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

通告のとおり2点にわたって質問いたします。まず最初は、災害時の避難場所の防災機能の充実と、それから2点目といたしまして、市の公園整備についてでございます。

あとは質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

まず、本年度、19年度事業に対して予算化もされておりますが、洪水・地震ハザードマップの作成状況はどうなっているかということをご伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(藤橋礼治君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) それでは、お尋ねの洪水ハザードマップ、防災ハザードマップの御質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、災害に強いまちづくりということで、今年度、19年度予算で予算化をしております。もう既に一部業者の方に計画書の作成につきまして契約を締結しております。これの今後の活用と申しますか、現在の進捗状況につきましては、過去の災害時の浸水データ、あるいは現在の土地利用状況等、面積、あるいは人口等、数々の資料収集に当たっております。各課にわたった資料集めを今現在進めております。これをもとに、今年度、19年度に完成をさせ、来年度初めには各市内の全世帯に配布をする予定で作業を進めております。以上でございます。

[13番議員挙手]

議長(藤橋礼治君) 山本訓男君。

13番(山本訓男君) 当瑞穂市は、面積約2,800平方キロ、そして長良、揖斐川、犀川、五六等、16本の1級河川に囲まれた市であります。その中で、市内には排水機が11カ所、樋門が36カ所設置され、この水害から当瑞穂市を守っているという市の状況であります。そういう中で、もし水害が起きたときには避難場所が確保されなければならないと思います。市では学校とかを避難場所に指定されておりますが、これらの避難場所の機能として十分な機能が備えているかどうか、また牛牧北部防災センターの機能もどのような機能が備えられているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 新田総務部長。

総務部長(新田年一君) 地震、水害等の災害発生時における住民の避難場所の確保と申しますか、これの設備の内容についてはどうかというようなことでございますけれど、災害発生時の身の安全を一時的に守るための避難場所として、現在、市内公共施設を中心としまして48カ所、それから避難後の生活の一時的な生活の根拠地ということで、公園、あるいは公共施設を

指定しております。規模によりまして、2次施設として保育所、小・中学校等、大規模に使用できる施設を中心に災害時の機能の充実を図っていきたいというふうに思います。

御指摘のとおり、装備、あるいは設備の確保と申しますか、これにつきましては防災センター、現在、現地災害対策本部ということで耐震性のある施設を五六の西に整備をしておりますけれど、備蓄につきましては各救助物資、あるいは一時的な水害の発生時の水防資機材等を備えております。このほかに、穂積庁舎、巢南庁舎の防災倉庫、あるいは各堤防上での水防倉庫等におきます水防資機材等の確保を行っているということでもあります。これに伴い、各一般の避難住民の方に対する医療品、あるいは救助物資、給水等の物資等につきましても備蓄をしておるような状況でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） それでは、例えば弱者の場合の避難に対する対応と申しますか、特にこれから高齢者等もふえてくると申しますが、そういう災害弱者に対する避難、また避難場所の確保はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 高齢者、あるいは身体に障害がある方につきましては避難所での十分な機能の整備ということになりますと、若干その部分につきましては不自由な部分があるかもわかりませんが、多分、一時的な避難の場合のトイレの整備とか、一番問題になります給水場、あるいは各外部との通信手段の設備の設置等いろいろ考えらると思っておりますけれど、こうしたものは常備、各公共施設、小・中学校、保育所等には現在のところ常設されていないというような状況でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） ここに、大分前の新聞ですけれども、避難場所に指定されている学校の防災関係設備の整備状況を調査したものがありますが、これによりますと、やはり災害の避難場所はトイレとか水の浄化装置とかいうのがまず必要だということで、結局、学校の体育館等ではこの調査によりますと約76%が設備されている。それから浄水とか自家発電の設備も約27%の状態だということで、まだまだ、これは全国調査でございますので、当岐阜県、また瑞穂市の場合は多少違うとは思いますが、ぜひともこういう設備を充実させて、もしそういう災害が起きたときには必ず対応できるように設備を充実させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 各避難所への常備ということにつきましては、現在十分ではないと

いう状況でございますけれど、参考に申し上げますと、北部防災センターにおきましては簡易トイレを、数は10基ということでまだまだ少ないかもわかりませんが、簡易トイレの設備の備蓄をしておりますし、また水源地等でも給水袋、ポリ容器等も用意しております。災害時の搬入ということについては障害も予想されますので、今後、各避難所への常備ということについても考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 次に市長にお尋ねしますが、このマニフェストによりますと、水害のないまちということで、計画の見直しだけで具体的な施策がないんですけれども、そしてその後に、水害のないまちづくりということで、計画ということで新堀川放水路整備ということから以下ずっとありますが、犀川統合排水機、新堀川排水路、五六西部排水機、これは市長としては平成20年度までには完成するという計画でおられるのか、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

排水機の問題です。この瑞穂市としまして一番の大きな問題が、やはり先人が長く水との戦いでした。9・12、51年9月12日からの水害のとき、抜本的な整備、それから排水機の整備がされてまいりました。ところが、ああいっただ集中豪雨がありましたら、本当に今整備をしつつあります新堀川水系の関係、さらには五六西部の関係、こういったところにおきましたら、もう9・12と同じような水害をこうむることは間違いないわけでございます。これを何とかいち早く整備をしていかなくてはいけないと思っております。そういった整備がいつごろできるか、こういった整備の見通しをこの間に皆さんに御報告ができるようにしたいということのマニフェストの中で申し上げておるところでございます。

いずれにしても、現在行っております新堀川の関係の排水機、今、祖父江の方におきまして、ちょうどそのため池のところから向こうへサイフォンで行く、その工事に着手していただいておりますが、その導入の関係、まだ未同意者もございましてこの事業の進捗に支障を来しておるところでございます。今、私どもとしましては何とかこれがうまく解決できるようにと思って打ち合わせをしておるところでございます。そんなところでございますので御理解をいただきまして、これが進めば、次の段階の事業がいつごろから着手できるかということも即わかるわけでございます。また、国土交通省、木曽川工事事務所におきましては、この新堀川の関係のあれが進めば本当に早くやりたいという希望もお持ちでございますので、できるだけ早くそういった方向性が見えるように、皆さんにお伝えができるような形にしたいと思っておりますので、よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。

新堀川の改修とか、統合排水機というのは、我々一番関係する五ヶ村に住んでおる一人として、過去の私たちの子供の時分からは、ほとんど毎年水がついて、床上浸水も3回ほど経験しておる人間の一人であります。ですから、安心・安全ということが今特に言われておりますが、ぜひとも統合排水機の見通しと新堀川の改修を市長にお願いして、この件に関しては一般質問を終わります。

次に、公園整備についてお伺いいたします。

いわゆる農業者が高齢化して、休耕地とか耕作放棄の農地が今後ふえてくると思います。そこで、そういう農地を集約して、この基本構想なんかを見ますと、いわゆる河川敷を利用した公園ということは書かれておりますが、校下別の市内の公園というのは書かれておりませんので、堀市長もマニフェストで校下別に公園整備をしたいということを書いておられますが、そういう農地とかを集約して新しい公園をつくる計画は今のところ具体的にございますか、お伺いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山本議員さんの公園の整備のことにつきまして、休耕農地とか耕作放棄地を集積して公園化できないか、さらにはそういったところで高齢者の活動の場としてこういった整備ができないかという御質問でございます。

まず公園のことにつきまして、実は私、マニフェストで、ゆとりと豊かさのあるまちづくり、緑の住空間をとということで掲げております。現在、瑞穂市内にどのくらい公園があるかということでございますが、これは瑞穂市がどのくらい他の市町に比べてということでお話を申し上げますと一番よくわかるわけですが、県内21市でございます。その中で、特に28.18平方キロございます瑞穂市の面積の中で、約19平方キロぐらいが都市計画の中でも市街化区域であります。その市街化地域の中でどのくらい公園があるかということは、その中にお住まいの人の1人当たりが大体1.7平方メートルぐらいですね。これは県内21市の中では最下位でございます。その上が1人当たり大体4平方メートルでございますから、約半分以下ということでありまして、瑞穂市はいかに公園の面積が少ないかということがわかるわけでございます。

そんなようなところから、山本議員さんの御質問、いわゆる農地は食料の安定供給、またさらには国土の保全、治水対策の面から見ましても遊水池としての機能を持っております。また、水、空気、景観と、環境面におきましても大きな役割を持っております。高齢者社会の到来と若者の農業離れによる農業後継者不足、また農業経営の厳しさ等から、市内においても耕作放棄地があちこちで見受けられ、今後も増加する傾向にあるものと危惧をいたしておるところで

ございます。

そのような中にありまして、議員御指摘の、瑞穂市は県内でも2番目の人口密度の高いところでございます。今申し上げました市民1人当たりの占めます公園面積も1.7平方メートルでございます。ゆとりと豊かさのあるまちづくりの観点からいっても、緑の住空間がいかに必要かということがわかるわけでございます。かねての京都議定書、地球環境の世界の国際会議におきましても、1990年の数値目標にどれだけのCO₂を減らすかは御案内のとおりでございます。そういった面からも、日本、山はたくさんございますが、この平たん地、緑が低いわけでございます。そういった意味も踏まえまして、公園の整備はまさに重要と思います。

そんな中におきまして、瑞穂市の中には市街化区域と市街化調整区域がございます。この市街化区域におきましては、今議員が御指摘の遊休地、さらには未耕作地におきまして、児童公園として小さな公園、さらには中、そしてある程度まとまった公園の整備を考えていかななくてはいけないと思っております。市街化調整区域内は、これは市街化を調整するための区域でございますが、こういったところも集落のすぐろにございますので、集落連担としてそういう整備も多少は考えなくてはいけないと思っております。また、農業振興地域におきましては、これは旧巢南の方の西地区と中地区がそうでございます。こういったところにおきましても、まだまだその面積が少のうございます。集落連担で集積をして公園整備ができないか、関係部局が連携をとりながら検討を加えて、どのように推進・整備をしたらよいかを考えてまいりたいと思っております。もちろんそれぞれの地域の区長さん、自治会長さん方と十分協議を重ねてまいりたい。そして市民の皆さん、地域住民の皆さんの御意見を聞いて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど防災の関係の避難所とかそういった問題が議員からお話しございましたが、やはりこういった公園、建物とかはあれですが、本当に阪神・淡路のような大震災、中越沖のようなあいう震災があって家屋が倒壊するようなことがあれば、仮設住宅の問題も出てまいります。それは学校の校庭に建てるわけにはいきません。運動場に建てるわけにはいきませんから、そういった場所もやはり公園整備の中で考えていかななくてはいけないと。公園の中のトイレも、仮設の今お話をしましたが、実は公園の中のトイレ、これからつくる場合は水洗でももちろん流すわけでございますが、そのトイレの下にはコンクリートの層をつくりまして、地震災害がありましたら水は出ないわけでありまして、もう使えなくなります。そうなりますと便所が使えなくなります。ですから、便器を金づちでぼんと、石でもいいですが、割れば、その下にコンクリートの層がある、こんなような形でやはり対応も考えていく。もう既にそういう対応を考えておるまちもたくさんございます。

そういうことも踏まえて、公園の整備、おくれておる面は皆さんと相談をし合ってしっかりと取り組んでまいりたい。その整備方法については、今申し上げましたように、これから私ど

も、それぞれの地域の区長さん方にもお集まりをいただいて、そういった瑞穂市の実態もお話を申し上げ、こういうふうだからこういう整備をしないといけないということもお話を申し上げて、議員のような御指摘があったこともお伝えを申し上げて推進をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。

公園につきましては、やはり自然を目指した公園とか、都市型のいろんなイベントが行える公園とか、また先ほどの少年議会でも小・中学生の方が言われたように、キャッチボールも安心してできるような設備とか施設とか、そういう多目的なものを整備していただきたいと思えます。それから、いわゆる瑞穂市の四季の草花だとか、柿とかナシとか、そういう果物も植栽して、いわゆる高齢者に手入れしていただくという形の公園等もぜひともお願いしたいと思えます。

それからもう一つは、やはりこの公園事業というのは莫大なお金と日にちがかかると思いますので、いわゆる瑞穂市合併10周年記念公園というような形で、一つの公園を、瑞穂市のメインになるような公園をつくっていただきたいと思えます。これは、この近隣町村にも結構立派な公園をでかしておられます。例えば羽島市とか各務原市なんかでもそうですが、そういうのにまさるとも劣らない立派なものをつくっていただきたいと思えます。

それから、先ほど市長も、議会と相談してとか、市民の皆さんと相談してとか、それぞれ言われておりますが、やはり議会とまずいろいろ話し合っていて、いわゆる議会の意見も聞いて、マニフェストでこうやったからこれをやるんだという形ではなくて、市長のいいアイデアも確かにありますが、議員もまた及ばずながらそういう意見も持っておりますので、それをぜひとも取り入れていただきたいという思いであります。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これで山本訓男君の一般質問はすべて終わりました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方には、きのうときょうの2日間にわたりまして大変ありがとうございました。今後とも議会に対する御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散会 午後2時40分

